

第九回 参議院商工委員会会議録第十二号

昭和五十二年五月二十五日(水曜日)

午前十時五十五分開会

委員の異動

五月二十五日

辞任

正俊君

補欠選任

悟君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

加藤 武徳君

岡本 哲君

委 員

熊谷 太三郎君

福岡 日出麿君

竹田 現照君

須藤 五郎君

青木 一男君

植木 光教君

小笠 公韶君

岡本 哲君

舛木 亨弘君

斎藤 栄三郎君

林田 悠紀夫君

吉武 恵市君

阿具根 登君

鈴木 力君

対馬 孝且君

森下 昭司君

桑名 義治君

向井 長年君

参考人

事務局側

員

常任委員会専門

社社長

式会社社長

中央学院大学教

授

北海道大学教授

一橋大学教授

全国消費者団体

連絡会事務局長

キリンビール労

働組合中央執行

委員長

酒井

大野

今井

実方

山本

勝市君

山田

稔君

山田

稔君

山田

勝市君

山田

同様な値上げを行うと、公正取引委員会は値上げの報告を求めることができることになりますが、エネルギーコスト、原材料費、人件費など共通のコスト上昇要因があれば、同様な値上げが行われるのはきわめて自然なことでありまして、特に基礎資材のような製品差別化のない商品におきましては、安い物と高い物が市場で三ヵ月以上も併存して売られるというようなことは考えられないわけであります。買方はできるだけ安く買おうとしておるのに、よそより高い品物を三ヵ月以上も相手に買わせていたとすれば、それこそ独占的な力が働いているわけであり、むしろこのような事態の方が独禁法上問題になるのではないか。

そもそも市場において競争が行われてればいるほど価格の形成は個別企業の自由になるものでなくして、市場の動向によつて価格は一齊に上下するものであり、これをあたかも人為的な価格操作とみなすような同調的値上げという用語を用いて、独禁法の適用対象に組み入れることはまことに理解に苦しむところであります。独禁法上何ら問題がないにもかかわらず、一々値上げ理由を公正取引委員会に報告しなければならないといふことは、結果において、公正取引委員会の監督のもとに価格を設定することであり、公正取引委員会の価格介入につながり、市場経済のよさを失わせるものであつて納得できないわけであります。

また、値上げ理由を説明するには原価等の企業秘密にかかる資料まで提出せざるを得ないであります。新聞で報じられましたエボキシ樹脂業界についての企業秘密漏洩事件はわれわれとしても重大な関心を寄せており、すでに国会において本件につき質疑が行われたことでもあります。十分その真相を究明していただきたいと存じます。

しかし、独禁法第三十九条で公正取引委員会の守秘義務が規定され、仮にそれに違反した者が罰

せられたといたしましても、秘密を漏らされた企業にとってはそれで済む問題ではございません。価格の同調的引き上げに関する報告徵収の規定は、そもそも必要のない規定であり、また、いま申し上げた企業秘密の点からも不安を禁じ得ないわけで、ぜひ削除していただきたいと存じます。

次に、第二に申し上げたいことでございますが、日本の産業が現在置かれている状態についていただきたいということござります。

経団連では、ことしの三月、わが国の主要二十二産業の当面する問題点、対応策、今後の発展方向などを「減速経済下の日本産業の針路」として取りまとめましたが、現在、各企業はきわめて深刻な不況下にあえいでおり、危機的様相を呈しております。産業も多く、この打開のためには産業構造の転換を積極的に図つていかなければならない状況にあります。

たとえば織維産業は、発展途上国への追い上げもあり、いわば業界の存亡をかけて構造改善を図つていかなければならぬ。国際競争力のある産業として息を吹き返した米国の織維産業と比較をしてみますと、紡績及び織布の会社数は、それぞれ米国の五百社、千五百社に対し、日本は千四百社、五万八千社もあります。日本の織維産業としては企業の整理統合を進め、効率的な生産・流通構造にすることが喫緊の課題となつております。平電炉業界が現在大幅な過剰能力を抱え、きわめて深刻な状況にあることは御承知のとおりであります。不況カルテルによる需給調整とともに過剰能力の処理が大きな問題となつております。また、化学肥料も、新たな肥料輸出国の台頭や肥料自給化の動きによってわが國からの肥料輸出が激減しており、この業界でも過剰能力の処理が大きな問題となつております。さらにアルミ製錬業界は、電力コストの上昇により現状では輸入品に対する競争力も失われており、その解決の道としてある一方で海外立地を促進するとともに、他方、国内においては垂直統合を図つていかなければな

らないというのがよく言われることでござります。以上、幾つかの例を挙げましたが、こういう例はまだ他に幾つもあります。

一方、国際競争力のある産業と見られておりまつております。国際協調のもとに各国がお互いに繁栄していくためには、秩序ある輸出を実現していかなければならぬわけであります。そのためにも輸出について業界内の協調が要請されています。

国からの輸出について欧米諸国からの批判が高まっております。国際協調のもとに各國がお互いに繁栄していくためには、秩序ある輸出を実現していかなければならぬわけであります。そのためにも輸出について業界内の協調が要請されております。

いずれにいたしましても、今回の不況は単なる不況とは異なり、マクロ的な景気政策だけでは不十分であり、構造不況業種については業種別にもきめ細かい対策を立てていく必要があります。その際、わが国産業に伝統的な過當競争体质が大きな問題になつております。競争促進も重要であります。また、いま申し上げたように、水平的にも垂直的にも企業間の協力、提携を強化していくことこそ、いま最も強く求められているところであります。今回の改正案の方向は、このようなわが国産業の実情から見ると、率直に言つてうなづけないわけであります。株式保有の規制強化は、このようないくつかの企業の再編合理化を妨げるものであつても促進する作用はないと思われます。また、不況カルテルの迅速な認可はもちろんのこと、構造改善のための業界の話し合いなどについても、この際、もう少し独禁法の適用を弾力的に考えるべき時期であると考えております。

第三の問題は、構造規制でございます。

創造的、革新的な企業活動が経済進歩の重要な原動力の一つであると思いますが、この点で最も優秀な成績をおさめ、自己のシェアを拡大し得た企業に営業譲渡が命じられる可能性があるというものは問題でござります。これら優秀企業はそれ以上に、わが国経済が現在の危機を乗り越えていくためには、産業政策なし一般経済政策と独禁政策がよく連絡をとり合つて、整合的に展開されなければならぬ。しかるに、公正取引委員会は内閣から独立して職権を行使するようになつていて、内閣の行う経済政策との間に乖離が生じた場合、その調整を保障する制度的メカニズムが存在していないことが大きな問題であると考えます。また、大変失礼な言い方になるかもしれません、現在のように経済実態から全く遊離した改論議が行われるようになつてしまつたのも、産業政策や一般経済政策から独立して独禁政策を展

開示得ることになつてゐる。このような公正取引委員会のあり方にも重大な原因があるのでないでしょうか。

さらに、公正取引委員会の審判のあり方についても、それが事實上一審としての資格を有していくにもかかわらず、公正取引委員会が審判と訴追の両機能を兼ねているという点に問題があります。

独禁法が経済の基本ルールの一として定着するには、経済界のこのような公正取引委員会の行政組織上のあり方に対する疑念に対し、はつきりした回答を示す必要があり、独禁法改正を論ずるのであれば、実体規定とともに、当然、公正取引委員会のあり方も検討しなければならないと考えます。そうして初めて車の両輪のそろった改正論議——いうことが言えると思います。

われわれは、独禁法の改正については、政府に

審議会でも設け、関係者が集まり、何よりも経済実態の十分な分析を踏まえて、公正取引委員会のあり方を含め、何年もかけて徹底した分析を行なうべきであり、それだけの値打ちと必要のある問題點だと考えます。

良識の府と言われる参議院の先生方の御理解と、党派を超えた公正な御判断をぜひ仰ぎたいと存じます。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。

勢についてちょっと申し上げてみたいと思いま
す。

しかししながら、大多数の企業といふものは、当時一挙に四倍にもなりました石油価格の暴騰といふものに耐え忍びまして、輸入原材料をもとととするそういう材料の価格アップといふものをストレートに価格には反映させなかつたはずであります。また、その後に引き続いて起こりました現在まで続いております長期的な不況のもとにおきましても、やはり失業問題といふものが日本の社会に混乱を招くということを配慮いたしましたいろいろな施策を講じてきて、また、そういう雇用問題といふものが福祉の原点であるというような観点から、われわれ企業といたしましても、社会の期待にこたえるべく、相当企業が苦境に立つてお

易な合理化の手段に訴えないと、歯を食いしばって今日までがんばってきておるというのが実情でござります。このような困難な状況のもとでも、なおかつ企業は日本の社会の中の重要な構成の一員として、いわゆる過去におきまして国民から受けました誤解を解くために、また社会との信頼関係を回復しなければならないというふうに懸命に努力いたしております。

そのいま申しました信頼関係、特に相互信頼關係というようなものが、いわゆるやる気や、バイトアリティーを發揮するためにはいかに重要であるかということは、これは個人と個人の間の例に見ましても非常にはつきりすることであると、そういうふうに私は思うのであります。人間というものは、相手からやはり信頼されればその信頼にこなしたい、そういう努力をするものであります。また相手の信頼がなくなつたときには逆に非常に不安を強めたり、疑心暗鬼に陥つてやる気をなくなすというのが一般でございます。政府や社会と企業との関係におきましても私は同様であると、そういうふうに思います。企業に対する社会から信頼がありまして、そこで初めて企業は自信を持つて活力のある経済活動を行うことができるものでありますし、また、それがひいては国民生活の向上により貢献し得る存在になり得るというふうに考えるのであります。

そもそも自由社会といふものは、こういった相互の信頼関係をベースにして成り立つておるものと私は信じております。それにもかかわらず、今回の独禁法改正が、大企業に対する不信、言いかえれば大企業または企業といふものはほつておけば何をするかもわからない、そういう考え方を基本にして進められておるということは私ども企業人にとって全く理解に苦しむところであります。独禁法は、本来、企業間における自由で公正な競争を促進して企業の活力と創意を發揮せしめるための法律でありまして、自由経済体制を維持、発展させるための基本的なルールであるというふう

よつて立つ基盤であるところの信頼関係といふものを、企業不信といふ形でみずから否定するところから始まるというのは、私としては、独禁法それが自体の存在理由を否定するものになるのではないかというふうに考へるわけであります。

もちろん、独禁法を時代の変化に応じましてこれを見直す、また現実に事実となつてあらわれた弊害が現在の法の適用ではどうしても防止できない、そういうようなことになれば、その場合には改正が行わること、それまでを私は否定するものではございません。しかしそのような場合でも、法の改正によつてもたらされます国民の利害得失について、たとえ多少時間がかかったとしたしましても、広くいろんな角度から十分に検討した上で改正されるべきであります。その点から言えば、今回の改正は、そういう実害というものが明らかに起つておるという状態でもありませんし、また時間に迫られて改正のもたらすデノリックトという面についての検討が非常に不十分であるというふうに考えざるを得ないのであります。

以上の観点から申しますと、今回の見直しは、現行独禁法がわが国の歴史的社會的風土により適合し得ることに焦点を合わせてさらに検討されるべきであります。特に重要なことは、今後予測されます減速經濟の体制のもとにおきまして、かつてわが国の高度成長にあづかって力のあつた企業のバイタリティーを維持し続けるために、日本企業の持つ特質を十分に認識した上で改正に対する検討が行われるべきであつたと、そういうふうに思ひます。

このよだな視点から、私は、今回の改正点のうち、特に企業分割と同調値上げを重点に、その具体的な意見といひますか、感想をちょっとつけ加えさしていただきたいと思います。

構造基準についての疑問でありますけれども、今回の改正案における企業不信のあらわれは、企業分割、同調値上げ理由の報告という規定に見られる構造基準の設定において顯著であります。

まず、企業分割規定について申し上げますと、
形の上で大きなシェアを持ち寡占となつた企業に
対して、独占状態の上にあぐらをがいて競争をする
ことをやめる、そして安易に価格のつり上げを行
うという、そういう不信感を前提とした規定であ
るようと思われます。

日本の企業が先進諸国の企業と違う特色のもう一つは、終身雇用制度のもとに經營者と従業員が団結しておるといいますか、そういうことで安易に人員整理はしないと、先ほど申し上げたようなりとありますて、言いかえれば運命共同体的であると、そういう強い労使の信頼関係というものに結ばれ、それをベースにして従業員の企業への帰属意識というものが非常に強いという点でありますて、一たん定められました経営目標に向かって総力を結集するに非常に向いておる体制になつておりますし、これが企業のバイタリティーの源泉である、そういうふうに思います。そういうふうに一体となつてやってきてシェアが大きくなつたと、それが云々されるということ、これは時間の関係で、いま山下さんがすでに述べられましたとのと全く同意見でございます。これは大変企業にとって不适当なことである、そういうふうに考えるを得ないわけであります。

すから、その意味によらないで、企業がいつ分割されるかわからないと、そういう不安を経営者にも従業員にも持たせるものでありまして、現にシェア基準に該当する企業の中には、もうシェアをいま以上どうして高めないようにしておかなければならぬ後ろ向きの努力をしておられるという企業がすでにあるというふうにも聞いておるわけでござります。そのような企業分割の不安及びそういう企業のもので、より安くよりよい商品、サービスを社会に提供するということのための合理化とか研究開発ということが、十分に行われるとは私は考えられないわけでございます。

また、他の日本企業の特質として挙げておかなければならないのは、日本の経営者がいわゆる目

先の利潤確保よりは、将来に向かって企業の成長発展を志向する点が非常に強いという点でござります。このことがいわゆる過大とも思えるような設備投資、研究開発投資もあえてし、それがまた過去におきましては、わが国経済の高度成長をもたらした大きな要因となつたという点にもひとつ御留意をお願いいたしたい、そういうふうに思います。

取らざるを得ないのでござります。
私自身の会社におきましても、なるほど日本經濟全体の消費量から見れば微々たるものでござりますけれども、やはり鉄鋼は原価構成上非常に大きな原材料ということになつております。鉄の消費者という立場から私どもがいかなる購入の仕方をしているかと申しますと、同種の鉄鋼製品につきましては必ず複数の会社から購入いたしておりますわけでありまして、これが企業が物を購入する場合のごく普通の常識的な方法だらうと思いま
す。
また、購入は、商社または問屋を通じて買うと

えども同様であらうと思います。現実に当社の場合、価格または取引条件に差があるのですから、少しでも有利なところからよけいに買ったり、各社からの購入の構成比率といふものは毎年変わつておる、そういうことが実情であります。つまり価格は安い方に取扱せざるを得ないと私は考えております。

私の会社では、住宅用や業務用、そういうような空調製品が非常に大きな部分を占めております。ですから、われわれの業界は、鉄鋼製品に比べれば、それぞれ各社の製品に特徴が多少ござりますけれども、それでもなおかつ同じ機能を持

れた現象ではございませんけれども、海外におきまして、外国企業に対してものみならず、日本の企業同士が過当競争を開拓しまして、逆に日本はもう商品だけでなく過当競争まで輸出していいると、いう相手国からの非難をこうむるというようなることにまでなっておる。これは非常にその競争的であるということの典型的な例であろうと私は思います。

なるほど、一応の弊害要件を伴つてはおりますけれども、今回の構造要件を主体とする企業分割規定を拝見いたしますと、以上述べましたような日本企業の特質についての十分な認識のもとに考えられたものであるといふところはどうも思われ

ない。いたずらに企業に不安感を与えて、その活力を喪失させる方向に誘導しかねない大きな危険性をはらんでおるものと考えまして、このような危険をあえて冒してまで果たしてこの条項を付加する必要があるかどうかということを考えますときには、私はこれに反対せざるを得ない、そういうふうに思うわけでございます。

同調値上げについて申し上げますと、これは同調値上げの理由報告という規定でございますけれども、ここにも上位三社の集中度七〇%以上という構造基準というものが基本になつておるわけでございまして、形がそうなつていいということだけでは値上げ理由の報告を求めるということは、企業に対するやはり不信感のあらわれであると受け

取らざるを得ないのでございます

私自身の会社におきましても、なるほど日本經濟全体の消費量から見れば微々たるものでござりますけれども、やはり鉄鋼は原価構成上非常に大ききな原材料ということになつております。鉄の消費者という立場から私どもがいかなる購入の仕方をしているかと申しますと、同種の鉄鋼製品につ

合、価格または取引条件に差があるのですから、少しでも有利なところからよけいに買った
り、各社からの購入の構成比率といふものは毎年
変わつておる、そういうことが実情でありまし
て、つまり価格は安い方に収斂せざるを得ないと
私は考えております。

合、価格または取引条件に差があるのですから、少しでも有利なところからよけいに買った
り、各社からの購入の構成比率といふものは毎年
変わつておる。そういうことが実情でありまし
て、つまり価格は安い方に収斂せざるを得ないと
私は考えております。

私の会社では、住宅用や業務用、そういうよう
な空調製品が非常に大きな部分を占めております
んですけれども、われわれの業界は、鉄鋼製品に
比べれば、それぞれ各社の製品に特徴が多少ござ
いますけれども、それでもなおかつ同じ機能を持

つものにつきましては、各社の価格はそれほどの差はございません。原材料の価格上昇などによつてやむを得ざる値上げをいたします場合でも、競争上、値上げは同調的にならざるを得ないのあります。各社とも激しい競争をしておるだけに、他社よりも目立つて高く売るということは全然できないのでありますし、このような現実的な経験から考へておこなう品質に毛髪も、荷物も、特

から来る事で、品質に差のない商品が、時其
も価格も大体同じような値上げにならざるを得な
い、ということは私は常識的に理解できるわけでござ
ります。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。以上をもって終わります。

まして、この点に関しましては、先ほど山下さんが言われましたように、さらにいわゆる業界の実情というものを詳しくお調べいただきまして御善処をお願いいたしたい、そういうふうに考えるわけでございます。

た。

○参考人(山本勝市君) 次に、山本参考人にお願いいたします。
最大の欠点と考えます三つの点について申し述べたいと思います。
第一は、今回の改正は新たに競争のルールをつくるのだと提案理由に説明されておりますけれども、それは重大な誤謬であります。この改正は、

金融会社の持ち株制限を百分の十から百分の五に変えるという点だけがルールに關係するのであって、あとは全部公正取引委員会に經濟秩序への介入権を与えるとしたもので、競争のルールの改正でも新設ではありません。これまで共通のルールにのみ拘束された業者は、改正後は、公取の命令にも拘束されることになります。従来、ルールの支配によつておのずから生まれてきた自由の秩序は、改正後は、公取の意思によつて破られることになります。このことは自由經濟にとって致命的な改革でございますから、十分慎重に御検討を願わなければなりません。

第二に、独占的状態を排除して競争を回復しようと企ては不可能な幻想にすぎないということがあります。不可能な幻にすぎない行為は、行いはルールで阻止することはできません。相撲のルールをどのように変えてもだれが勝つかという状態を規制できないのと同じことであります。いわゆる独占的状態は状態であつて行為ではございませんから、ルールをもつて阻止することはできません。そこで、今回の改正はルールをもつてするのではなくて、公取の命令をもつて排除しようとしておるわけでございますけれども、しかし、ルールを守ることによつて生まれた欠陥の状態を命令で排除しようとすれば自由の秩序は必ず乱れます。

一体、競争を回復するために独占的状態を命令で排除しようという今回の発想はどこから生まれたのかと考えますと、私は、競争と独占という概念の誤解から生まれたものだと考へるのであります。完全な競争と完全な独占という二つの概念を設定して、その中間に存在するいろいろな市場形態を多かれ少なかれ独占的要素を含む不完全競争とて説明したこととは近代經濟理論の一つの功績であります。しかし、不幸にしてそこから、今日の經濟はもはや競争に依存するよりも独占に依存する独占资本主义だという誤解が生まれました。そうしてさらに、私的の、私の独占を国家の

独占へという社会主義の主張があらわれ、また一方では、權力で競争状態を回復しようとすると企業が生まれました。今回の改正案はこの後の一つの例だと思います。

私がえて不幸にしてと申しますのは、完全な競争といふものは、組織された市場の最高形態と

言われる株式市場においてさえも近似的にのみあらわれ得るものであつて、頭の中で描くことはで

きましても、現実には存在し得ないものであります。もしその競争を目指して独占的要素を權力で

排除しようとなれば、それこそ角をためようとして牛を殺す結果となるからであります。

自由經濟の反独占政策において意味のある競争の概念は、現在ある生産力の配分が消費者の決定によって導かれる經濟秩序、そういう經濟秩序を維持するという見地から出発したものでなければなりません。そうしてこの見地から出発するとき

に、競争の本質は、生産者たちが共通のルールのもとに消費者的愛顧——消費者の注文と言つても

いいと思います——消費者の愛顧を目指して堂々と勝負をするところに求めらるべきであります。

そうしてこの勝負が統一する限り、經濟秩序は

あつたと私は考へるのです。

元來、私企業の競争は本能と言えるほど強いものであつて、政府の助けなしに高利潤のために制限カルテルを結成することはきわめて困難なもの

で、業界の中に一つでも自分の力で拡大の望みがある事業があれば、自主的な制限カルテルの結成は不可能に近いものであります。昔から、どこの

国でも、私企業の制限カルテルの結成に政府の援助を求めたことがその何よりの証拠であると考えます。競争制限のカルテルは、一般的には好ましくないことと言えますけれども、一概に悪いとは言えません。國際關係の上からでも政府が保護しなければならないものがあることは、最近の福田総理の約束から見てもわかるところであります。

このような事情を踏まえて、自由主義の經濟学を得た結果である限り非難される理由はありません。価格や利潤やコストについても同じことで論すべきではありません。そもそも正とか不

正とかは人間の行為についてのみ言えることであつて、行為の結果や状態について言うのはナン

センスだということを改正案の立案者たちは気づいておられるのかどうか疑問に思います。

第三点は、カルテル禁止の原則をそのままにして、ただ罰則の強化によってカルテルを防ごうとする政策は弊害の方が大きいと私は信ずるのであります。わが国がカルテル列島などと言われる状態になった主なる理由は、罰金が軽過ぎたからと

か課徴金制度がなかったからなどということではありません。カルテルの中にも競争制限を目的としないものもあり、競争制限を目的とした場合で

なかつたことや、立証がきわめて困難なことなども、共倒れを防ぐために、破滅的競争を免れるた

めにやむを得ず行った場合もあります。また、企

業の数に比べて取り締まりに当たる公取の手が少

ないものもあり、競争制限を目的とした場合で

なかつたことや、立証がきわめて困難なことなども、共倒れを防ぐために、破滅的競争を免れるた

めにやむを得ず行った場合もあります。また、企

業の数に比べて取り締まりに当たる公取の手が少

期待しておる人は恐らく幻滅を感じるでしょう。

しかし、私は率直に申しますけれども、今回の改正案を強く支持してきた中で、私は、マルクス主義を主張してきた方々は、恐らく、この独占法を施行した結果、競争が回復しない、いわゆる独占的状態も直らないというようなことになると、自由競争は必然に独占資本主義に進む、その独占資本主義は必然に社会主義に進むばかりではない、などといふマルクスの予言が的中したということを宣伝するだろうと思います。で、現在、こういふルールによって、法の支配によってのみ存在し得る自由の秩序を公取の意思によって支配できるというような、そういう案を強く支持しておるマルクス主義の方々は、これによって日本自由経済が活力を得るものだと本気で考えておる者は想像できません。恐らくこれによって大企業に打撃を与えることができる、その結果日本経済は混乱に陥る、そうすると、その後に初めて、もはや自由競争秩序は回復できないんだから社会主義に進むほかない道はないという、そういうことを展望した上で強く主張しておるものと考えざるを得ない 것입니다。

で、私は、高橋委員長が言われたように、法が成立した場合に運用の上には、慎重の上にも慎重に臨むということではなくて、法そのものをつくる前に慎重の上にも慎重であつてほしい。私は、どうして衆議院が満場一致でこういうものを通してきたか……

○委員長(加藤武徳君) 山本参考人、時間が超過しました。

○参考人(山本勝市君) まことに了解に苦しんでおる次第であります。

以上、私の考えを申し上げました。どうか皆さんも参議院の良心にかんがみても、この法案をもっと慎重に御検討を願います。

○参考人(実方謙二君) 実方でござります。

私は独占禁止法に興味を持つてかなり長い間勉強しておりますので、そのような立場から、研究者としての立場から、今回、国会に提出されております独禁法改正の政府案及び衆議院で可決されました修正案でございますが、それについて意見を述べさせていただきます。

まず最初に、この今回の独禁法改正の動きの全体に対する感想ということをございますが、これはその内容についてはいさかか疑問点も残つております。

とにかくその強化の方向で政府の改正案が提出されておる、そしてさらにこれは参議院の独自の審議とはまた別個の問題ではございますが、衆議院で全会一致で成立しておるということは非常に画期的なことであると考えております。そして、これが実際に独占禁止政策の運用を強化するというものは非常に望ましいことである、こう考えておられます。

で、この独占禁止法の改正に対しては、これまでの各参考人から、これは公取委による過剰介入を招くものであつて自由経済体制の否定であるとか、公取委の権限行使の独立性に対しても疑問があるというような考え方を述べられたわけではございませんが、これは端的に申しまして、今度の改正のメリットといふものは評価はするわけであります。が、それほど実際に過剰介入になるというほど実効性が強いといふほどのものでもないわけで、むしろ私の方としてはその実効性が余りないというふうなおそれのあるというものではないというふうなことです。

で、この独占禁止法の改正に対する考え方から見ると、それは全くこれは性質が違うものであります。それが、これは端的に申しまして、今度の改正のメリットといふものは評価はするわけであります。が、それほど実際に過剰介入になるというほど実効性が強いといふほどのものでもないわけで、むしろ私の方としてはその実効性が余りないというふうなおそれのあるというものではないというふうなことです。

で、この独占禁止法の改正是突然出てきたことであります。

それから、経済に対する介入といふことの意味でござりますが、これは基本的な経済制度論になりますので、その専門家であります今井参考人等からも詳しく述べてお話をあるかとも思いますが、経済

に対する介入は価格とか生産量に対する直接介入と、それから競争条件を整備するための介入と

いうのは全くこれは性質が違うものであります。が、これは競争条件を整備するというのは、端的に言いますれば、これは私的企業体制——私は自由企業体制という言葉を使いませんが、私的企業体制の前提条件を整備するためのものであつて、これは決して企業活動の自由と矛盾するものではない、こう思っております。

抽象的な議論になりますが、資本主義体制のとにおいて私的企業の活動の自由というものが許されているのは、非常に抽象的な議論でございますが、それがその競争条件が整備され、そこではシステムとして競争によつて私的企業の力の乱用が抑止されておる、そのためには政府が直接的な介入をしなくてもよいという、そういうところに制度的な前提があるわけですから、したがつて、このような競争条件を整備するための最低限度の介入といふものは決して私的企業体制とは矛盾するものではないわけであります。むしろ独占禁止法の強化といふのは、インフレとかその他のいろいろな経済の行き詰まりに対処するための一つの方策として、先進諸国において、最近、独占禁止法の強化というのか人々と実現されているところでありまして、そのような流れを考えてみますれば、今回程度の独占禁止法の改正をされ、自由経済に対する過剰介入であるといふのはいさかアナクロニズム的な発想ではないか、こう考えるわけであります。

そして、この独占禁止法を強化するということは、いま申しましたように、むしろ私的企業体制の前提条件を整備するということでありまして、むしろ資源等から調査能力の限界がかなりあると存じますが、かなりの程度の実態調査というものを長年継続しております。そしてそのような実態調査とか運用の経験の上に立つて、それをさらに一步進めようという意味を持ってこの独禁法改正が政府から提案されたものと理解しております。

で、これはもう常識に属することであります。が、この独占禁止法を強化するということは、いま申しましたように、むしろ私的企業体制の前提条件を整備するということでありまして、むしろ資本主義の最後の良心なし最後の安全弁、むしろ安全弁といふ機能を持っているわけであります。したがつて、そういうことを御了解の上、今回も政府案として独禁法改正案が提案されたものと了解しておるわけであります。そのようなことであります。この内容が実効性ある強化の方向に向かう改正案ということであれば大変望ましい、改正案の実現が望ましいことだと基本的にはそういうふうに考えていいわけであります。

そして、この独占禁止法の改正是突然出てきたことであります。

そういう議論もござりますし、実態を無視するといふこともござりますが、私は一介の学者でござりますから、経済の実態については大変疊いわけでござりますが、この今回の独占禁止法の改正といふのは、昭和四十年代の初頭以来の現行独禁法の運用強化という流れの延長線上にあるものでありますから、経済の実態については大変疊いわけですが、これは再販規制であるとかカルテルの規制といふものについて、これはもう政府がいろいろな消費者物価対策等を検討なすったときに独占禁

この衆議院で修正された七条二項の新設でございまして、政府案の七条二項でございますが、新七条二項、これを削除するということは最低限度必要なことであり、かつ有意義なことであると存じております。これについては質問等ございましたらまたお答えしますが、細かいことになりますので申しません。

それから政府案につきましては、いわゆる独立的状態に対する排除措置についての審査活動の開始前の事前調整措置の問題と、それから審決取り消し訴訟における新証拠提出要件の緩和という問題がございますが、これについては、将来、公正取引委員会の活動を制約するおそれのがかなり強い規定ではあります、特に後の新証拠提出要件の緩和というのは、理論的に申しますと非常におかしい規定なんですけれども、実際の運用の面においてそれが手続の遅延ないし非常な積滞を招くかということは、今後の運用のいかんによつては必ず

すしもそとはならない、ならないという保証はありませんが、そこが将来に禍根を残すところあります。が、必ず積滞を招くということではありませんので、この点については多少評価は留保させていただきたいと思うわけであります。

は、それがどのような意味を持っているか、それが公正取引委員会の活動を制約するものではないかというようなことを審議の過程で詳細にされ、そしてこれが公正取引委員会の主体的な活動を制約するものではないという点が立法者意思として明確にされて疑問点が氷解する、そしてそれが今後の運用に生かされるということであれば、なおかつ問題点を残しながら、これはこれとしで、全体として企業分割制度の新設とか課徴金の新設という前進面もございますので、これ全体として見ますと、非常に実効性のあるとまでは申せんけれども、独占禁止政策の前進となる改正案になると、こう思つておる次第であります。それから、技術的な点もいろいろ用意してまいりま

は、公取委のあり方に對する考え方の違いといふことでありまして、いろいろ議論を拝聴しておりますと、どうしても公正取引委員会の活動に對する不信心というものが基本にはあるのではないかと存じます。か、そしてその根底には競争維持政策に對する違和感というものがあるのではないかと思ひます。そしてこの競争維持政策に對する違和感というものが根拠のないものであることは今まで申しました通りでありまして、公正取引委員会も権限行使の独立性が与えられるとは申せ、これまで私どもが再々にわかつて批判してまいりました点は、公正取引委員会の活動が緩やかに過ぎると、そしてそれに対する国民のチエックが全くできないといふ点を、特に新日鐵合併事件等の際にわれわれは批判したわけでありまして、その公取委に對する不信感というのはいささか見当違ひなものではないかと思います。

は、政府が議院の同意を得て任命される。そして基本的な人事権のところでのようなコントローラーが及んでおるわけでありまして、さらにその予算等についてもコントローラーが及んでおるわけです。この予算の点につきましては、課徴金制度の新設が非常に事務処理能力の停滞、その限界との問題で処理件数の減少を招くという、こういうことも指摘されておりますが、この予算等の点についても、眞に独占禁止政策前進の方向に向けての改正案をここで実現されるとのことであれば、予算措置についても十分な措置を講ぜられるということが必要であろう。

したがつて、このような予算及び人事の点で基本的にコントロールがあるわけございまして、この権限行使の独立性については、事柄の性質上、ときどきの状況によって変わらるような政策には左右されない基本的な政策として運用し、そしてそれを法律に基づいて法律の適用という形で運用するという、これはまあ公正取引委員会の活動は行政活動ではありますが、それも準司法的機能

けでありまして、そのようなことを考えれば、個別の具体的な内閣の指揮権が及ばなくても、いま申しましたような予算や人員の点で基本的なコントロールに服しておれば、行政の一体性の原則には反しないというのはこれまでの通念的見解であります。

そして、結局、公正取引委員会も全体として見れば行政機関の一部ということで、したがってその行政機関の一部に対する不信感を根拠として議論を進められるということはかなりおかしなことではないかと思うわけであります。むしろ行政委員会という形で良識が結集され、これは行政委員会制度の趣旨はそういうことでございますが、そして国民経済と申しますか、全国人民の生活の向上に役立つような独占禁止政策の運用がそこでなされるということは制度的にもむしろ期待されているところであります。

そろそろ時間が参ったようなので、技術的なことはいろいろございますが、基本的には先ほど申しました二点でござりますね、事前調整制度、それからもう一つ、同調的値上げ制度がこれまでの一般的な調査権及び一般的な公表権について制限するものではないという点が、審議の過程でそういう疑問点が氷解されることを望みまして、最後に、これははなはだ僭越でございますが、今回衆議院で修正された点を含めまして、その審議の過程で疑問点が氷解するという条件つきで、今回の独禁法改正案の成立を強く希望するということを述べさせていただきます。

○委員長(加藤武徳君)　ありがとうございます。

た。

では、次に、今井参考人にお願いいたします。

○参考人(今井賢一君)　一橋大学の今井でございます。

私は、経済学者の観点から、今回参議院に送付されたこの改正案に基本的に賛成であるという立場から、三点、参考意見を申し述べたいと思いま

要があるのか、そういう点についてであります。いま参考人からいろいろ御意見がございましたように、こういう不況の中でなぜ改正する必要があるのか、あるいは狂乱物価のころの問題提起は終ったんだはないかという意見があるんですが、私はそうではなくて、いまの時点においてこそ独禁法の改正というものは必要であると思います。その第一点は、要するに問題の本質は、われわれが取り組まなければならない問題というのは、スタグフレーションという点にあるということです。つまり不況と好況とが同時に存在する、あるいは不況とインフレとが同時に存在するという問題を抱えていて、不幸にしてこの問題に對していま経済学の観点から有効な处方せんはございません。しかし、経済が抱えている問題は스타그フレーションでありますから、それに対してもうはどうやって対処するか、その点が基本的な問題なわけでありまして、その観点から私はぜひとも独禁法を強化していくべきやならないというふうに考えております。

その意味は、要約して申し上げますと、要するにいま不況であるからいろいろな対策が必要であるということは事実であります、しかし、同時にインフレの心配も抱えている、それに対してどうやって対処していくか。インフレの懸念があるからこそ不況対策も中途半端になり、ケインズ流の政策も十分できないわけであります。したがって、この不況を開拓していくためにもどうしてもインフレといふものに対し、あるいは寡占的な価格の上昇というものに対し何がしかの手を打つておかなければならぬわけであります。したがって、この不況を開拓していくためにもどうしてもそういう点で不況であるから独禁政策の手綱を緩めていいとか、あるいは不況であるから独禁政策を緩和しろということは全くおかしなロジックなわけでありまして、どうも私のお伺いした限りでは、その問題のポイントがやっぱりずれていると思います。つまり、現実の日本経済の抱えている問題はそういう問題を解決しなきゃならないわけであらざまじく、どうの見點からみればやはり虫歟

酒を珍重する西正一は、思ひ立つた。それが、その二番目の第二は、寡言の幹部は親二番

それがから第二に、寡占の弊害は現にはあるから、か、あるいはそれに対して、寡占の弊害がいま不況でんまりあらわれてないのになぜ改正するんだという意見があるわけであります。私はそうは思っておりません。しかしこれは省略いたしますが、仮にその点を認めるにしても、やがて寡占の弊害があらわれてくることはもう目に見えていると思います。

は非常に設備投資をし、安い価格で物を売って、そして代替製品の市場にも食い込んで高度成長をやつてきたわけでありまして、その過程では、ある意味で基礎的な資材の価格も安定し、それはどう高くならないというは、企業の利潤を追求していく過程での有効な戦略であつたわけであります。しかし、それが低成長に移る、それからいろいろな点で秩序が固定化してくるということになれば、やはり企業の中で価格を上げていく志向があらわれてくるのはこれは論理必然的であります。しかし、そういうことに対処するためにも、いまの時点で独裁法を強化するという方向で考えなければならないわけであります。

そしてそれに関連いたしますが、この点が先ほ

どスタンダードレーベンションということに関連して申し上げて基本的に重要な点なんですが、要するに、日本のインフレ率を決めているものは何であるかということになれば、それは寡占的なマーケットでの賃金の決定であり、それに応じた価格の決定であると考えなければならないわけであります。つまり、たとえば今回の春闇におきましても、鉄鋼業で賃金のベースアップの率が決まり、そしてそれに応じてある程度価格を引き上げようとしているわけでありますから、あれだけ物が余つているにもかかわらず、なぜ賃金が上がり、なぜそれまで価格が上げられるのか。そのことが私どもが言っている寡占の持つていてる恣意的裁量権というものであります。そういうものに基づいて日本経済のインフレの基本的な率が決まっていくわけ

したがいまして、それがステグフレーションの持つている問題点でありまして、企業がいいとか悪いとか、大企業がいいことをするとか悪いことをするという問題ではないんです。そういう大企業の行動というのは経済の全体を動かし得るような力を持っているわけでありますから、それに対して、それが日本経済のインフレ体質を加速し、それが国民生活を破壊するというようなおそれがないようにあらかじめ手段を講じておく、あるいはそれに対して可能なあらゆる手段を考えるということは、これは行政の責任でありますから、そういう観点から言っても、私は、現時点で、そういう寡占的な産業に対して競争的圧力を残すということをあくまでも強調したいと思うわけであります。それが現時点でなぜ独禁法の改正が必要であると私が考えるかという理由であります。

手段がない。第二に、高度寡占的な状態が生じて
りますが、私ども経済学者の立場から、すでに数
年前から、現行独禁法では対処できない産業組織
上の問題があるということを指摘し、また提言も
述べてまいりました。

それは第一に、カルテルに対し有効な規制の

も、それに対する対応は、何ら現行独禁法では手段がない。それから第三に、企業間の株式保有ということがかなり行われ、それが企業集団というような日本的な問題をもたらしているにもかかわらず、それに対して有効な手段がない。そういう三點を指摘し、そしてそれに対するために独禁法を改正する方向について一つの提案をしたこともあります。

そういう観点からいたしますと、今回の参議院に送付されてまいりました改正案の内容は、この三点にそれなりに対処しているわけでありまして、私はそういう方向で、カルテルの課徴金、それから独占状態に対する規制、それから企業間の株式保有制限といふものに対する主としてその三点から改正案の内容を評価したいと思います。それで

第一〇〇回（三月ノ内）——「」——（語音）——ありまして、主として論争の焦点でありますから、企業分割、つまり営業の一部譲渡の問題について多少意見を申し上げてみたいと思います。

この点について、企業分割というようなものは構造規制をやり出したんだと、そして全く新しい何か産業政策に立ち入るようなことをやり出したんだという意見があるんですが、私はこれは多少誤解ではないかと思います。つまり、私どもも構造規制ということを市場構造を重視するという立場から不用意に使った面もあるのです。そこで考えられているような独占的状態に対する規制ということは現行法でもやられているわけであります。

それは御承知のように第十条に企業間の株式保有制限の規定があるわけであります、それには株式を取得しもしくは株式を所有していることが競争を実質的に制限することとなる場合にはそれが排除されるという規定になつておるわけです。が、そのことはつまり株式を取得するだけではなくて、現に所有していることが競争制限をもたらしているならば、それはやはり現行独禁法でも排除されるわけです。同じく役員兼任についても同様であります。したがつて、今回の独占的状態規制というのが、全く今までやつていなかつたことに何か新しいことをつけ加えたわけではありませんで、現行独禁法の延長線上で考えられてきてゐる案なわけでありまして、私は、そのことは多少往々にして誤解があると思いますので、この際、その点をコメントをしておきたいわけであります。要するに、ポイントは、独占的要素を市場から除去していくということであつて、構造とか行為とかいうことに余りこだわるのは意味がない。つまり行為の累積が構造になつていくわけでありますから、その点について何かこう異質のものというふうに考へるのは私は行き過ぎではないかと思います。

それから、それでは企業分割は弊害規制なんだ

弁が行われ、そういうふうに新聞紙上でも伝えられているのはなぜか、そういうのはどういう意味なんだという御意見があると思います。

私は、これもやはり理にかなったことでありますして、要するに、ある市場で独占的状態が出てきた場合に、それに対処する方法は三つしかないわけでありまして、第一に、それを国営企業にするとかあるいは公益事業にして政府が価格を規制する。第二に、企業分割を命ずる。第三に、企業の自主的な抑制にまつ。この三つしかないわけでありますから、その第三の自主的抑制が望ましいというのはこれは企業のマネージメントの立場として当然であります。そして今回の改正の案でも、そのことによつて現実に弊害が生じなければ、當業の一部署譲渡、つまり今回の第八条の四是適用されないわけでありますから、それは實質的に弊害規制になつてゐるということ、つまり、独占的要素を排除し、そしてそれをできれば弊害規制にとどめておきたいということになつておりますので、論理は一貫しております。そしてこの規定を加えることで現行の独禁法は首尾一貫し得るわけであります。

以上が第二の点でありまして、最後に、第三点として、改正内容の評価について申し上げてみたいたいと思います。

要するに、せつかく改正しても分割の規定は抜かずの宝刀であり、課徴金は大した効果がなくという種類の、いわば余り効果を期待できないんではないかという議論もあるようですが、私はやはりかなりのことを期待し得るというふうに思ひます。

たとえば、第一に、カルテルに対する課徴金について見ますと、もちろんこの算定方法について経済学者の観点から注文もありますが、細かな点は除きますが、しかし、課徴金を導入するといふことは、今までカルテルは要するにやればやつただけ得であつて、そして公取から注意を受け

ば、申しわけありませんでした、これからは氣を損なことだと、國民經濟的にももちろん望ましくないことであるということを徹底していく上で有効な手段であるというふうに思います。

第二に、いわゆる營業の一部譲渡についても、これについても今回の改正案にあるただし書きについてもいろいろ經濟学者の觀点から問題があります。たとえば經理の不健全性とか、あるいは國際競爭力の維持というような余り概念のはつきりしないただし書きがついているということは問題であります。たとえば、しかし、この規定が置かれるによって、いわゆる暗黙の協調によつて少數の企業間で實質上のカルテルが行われているにもかかわらず、それに対する何らの規制の手段が用意されていない、そういう手つかずの状態が現状の独禁法にあるということを直すだけで、私は法の適用の不公平さあるいは独禁法の構えというものが變わるわけであります。つまり、あらゆるカルテルに対して対処していく、そして暗黙の協調的な今まで見えざるカルテルであつたものに対しても、もしそれが弊害が生じてゐるならばやはり対処するという構えをつくったわけでありまして、そのことの有効性はかなり大きいと思います。現実に、たとえば第四章の独占予防規定をこれから適用していく際にも、分割ということを導入しておきながら合併をどんどん認めるということはおかしなことになるわけですから、それに對してやはり今までより厳しく考えていかなければならないということになるわけで、その効果はそれなりに考え得るというふうに思います。

それから第三に、株式保有制限についても同様でありますと、株式の総額を規制するだけで有効なのかどうかということは大いに議論があり、私もそれで十分とは思いませんし、いろいろな方々もそれが注文もあります。しかしながら、やはり總額規制を導入することによって企業間の株式保有の

個別の、直接的な規制ということ、つまり現行の十條の適用というものがやはり厳しくなるということが期待し得るわけです。

そして議論のポイントは、独占というものに対しては予防的に、つまり独占ないし寡占による支配の累積的な過程が始まる以前に、その前に規制をしなければ意味がないわけでありまして、でき上がつてからでは何ともならない面が多いわけです。そういう意味からいたしますと、これまでの独禁法の運用で独占の予防的規制という観点が余りにもないがしろにされ過ぎてきたように思いました。そういう意味で、今回の改正はそのことの重要な性を確認するという意味もあって、私は日本の独禁政策の一歩の前進であるというふうに考えたと思います。

時間もありませんので以上で終わりますが、要するに、スタグフレーションという問題に取り組んでいく上で、やはり独禁法の今回の改正はそれなりに努力の跡が認められるのであって、もちろん注文はありますがこの方向で改正案が実現していく。そして日本経済が非常に発展してきたわけであります。要するにその成果が国民全体のものになつていないのであるところに問題があるわけでありまして、そういう方向へこの改正は橋頭堡になるということを願つて、今回の国会でこの改正案が実現することを心から期待して、私の論述を終わらたいと思います。

それから、先ほど委員長から御紹介がありましたが、私はきょう教授会と評議会がありますが、私はどちらと議題の性質上どうしても出席しなければなりませんので、残念ながら午後の討論に参加できないので、このまま帰らざっていただきたいと思いますが、失礼の段お許しいただきたいと思います。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。

○参考人(大野省治君) 全国消費者団体連絡会事務局長の大野でございます。

これまで消費者団体は、独占禁製法の強化、改正を求めて粘り強く長年にわたって運動に取り組んできただけでございます。それぞの消費者団体がありますが、その共通した立場を代表いたしまして意見を述べさせていただきたいと思います。

消費者団体は数千に上ると言われておりますけれども、全国的な規模、中央団体といいますか、そういう団体——主婦連や生活協同組合あるいは団地の自治会だとかそういうもの二十団体で全国消團連を構成し、また、地域婦人会あるいは青年団協議会など消費者六団体というものがまた構成されているわけです。その二つの組織が一緒になつて独占禁止法強化改正運動月間、こういったものを何回か繰り返してやつてしましました。そしてその中でいろいろと議論をし、これまでの運動とのかかわり合いで独禁法の問題点を検討し意見をまとめるという作業もしてまいりました。そのような統一見解に基づいて、大体、三つに分けていまから意見を述べたいと思うわけです。

その第一は、今回衆議院にて修正議決された独禁法の一部改正案でございます。それについての要点をまず最初に述べたいと思います。二番目は、わが国の消費者団体、外國と違って日本の消費者運動というものが戦後どういう形で独禁法の強化改正を求めるようになったのか、運動を顧みながら独禁法の改正問題に関連して経験を述べみたいと思います。三番目は、やはり法の運用といつた点で重要な公正取引委員会並びにその事務局の機能の強化という問題について述べたいと思います。

まず第一点です。消費者団体がことし四月の時点を集まって、政府の第三次改正案について検討いたしました。そこで検討いたしました結果、政府の第三次改正案につきましては、どうしてもやはり四つばかりの削除を求めなければならぬ。せつから努力が各方面からなされたわけですが、れども、どうも画竜点睛を欠くといいますか、四つほど削除してもらわなければ困る、こういうふ

うに意見がまとまりました。その一つは不当な取引制限に対する排除措置についてでございましたが、これは衆議院において幸い削除されました。ただ、残念ながら三点がまだ残つておる。その三点について言いますと、独占状態に関する公正取引委員会の調査開始に際し、主務大臣への通知の通知、こういうようなことがあるわけです。主務大臣は意見をまた述べることができる、こういうふうになつておりますが、主務大臣への通知という内容の問題では、やはり公正取引委員会が単にいまから調査を始めますよと言つだけの信号を送るというだけではなく、なぜなのか、なぜ調査をするのかという理由までもたとえば通産大臣は求めるであろうし、ますますそういうところから公正取引委員会の主体性を後退させる、こういうことになるおそれがある、こういうふうに感じたわけでございます。

あと、価格の同調的引き上げに関する報告徵収の事項についても、現行法の規定をもとやればいいものを、こういったことで逆に現行法規の活用を制限するというおそれもあるというふうに感じたわけでございます。

もう一つの点は、審決取り消し訴訟の際の新証拠申し出要件の緩和ということです。「重大な過失」というふうな形で表現されておりますが、これは裁判を長引きさせるというようなことで弊害が生ずるんじやないか。こういうふうに、私たちは灯油裁判をいまやつておりますけれども、そういうふうなところから切実に危機感を感じるわけでござります。せっかくの改正でありますけれども、消費者が以上の点を指摘いたしまして玉石混淆ではないかと、こういうふうに申しておるものそこに根拠があるわけです。

私は、以上の三つの点を、こここの参議院で追加した形で修正していただけるならば、つまり削除していくだけなら、これは非常にありがたいと、こう思います。そういった意味で、こういう最大の努力を参議院でやつていただく、こういうことの条件を付して、やはりこれまでの独禁法の

強化の改正を求める国民の声にこたえるという意味で、条件つき的な賛成の意思を消費者団体としては表明をしたいと思います。

なお、修正ができなかつたらどうなのかと、こういうふうなことですが、そのときにはやはり今後の運動の中で弊害が出てきたら直ちに修正の改正といいますか、改正という運動を起こさなければならぬんじやないかと考えております。

なお、実方先生などの先生方の御発言の中いろいろと御主張がありましたが、われわれとしても、この独占禁止法の強化改正、こういふ方向あるいは運用の強化という方向については同意見でございます。

第二点について申し述べてみたいと思います。

先般、政府当局の方から、消費者団体はどうしてこんなに独禁法、独禁法と言つて熱心に食い下がつてくるんでしょ、こういうふうに言つておられましたが、各消費者団体の歴史をたどつてみると、それがわかると思います。最初から独禁法について詳しく理解しておつたというわけではありません。暮らしと物価の課題に取り組む過程で次第に熱心になってきたということが事実でございます。法律上の欠点を体で知つた、そして強化すべき点はここだということをまた体で感じ取つてきたということが経過にあるからでございます。

さかのばると、昭和三十年ころには再販売価格維持契約制度の行き過ぎ、こういったものの押しつけがありまして、消費者団体の中では問題になつております。生協に対する再販業界のいやがらせなんかについて反発が起つり、それがきつかけとなつて独禁法の学者が広がつた、そういう事実があります。そして昭和三十二年十二月の独禁法の骨抜き改正、緩和改正の動きがあつたときに、反対運動にそれが発展していったという経過があります。また、昭和三十四年のある業界の一齊値上げに反対し、値上げ協定事件を公取に持ち込んで追及するということがありました。確実な証拠があつたにもかかわらず、公正取引委員会の

不問処分決定というものがありました。つまり公取が背信的な不作為行為をして消費者運動に大打撃を与えたという事例があるわけです。その当時は、やはり公取委員会の事務局のまじめな職員たちも力を落としたと、これじゃどうしようもないなど、日本の独占禁止政策は行く末恐ろしいと、いろいろと御主張がありましたが、われわれとしても、この独占禁止法の強化改正、こういふ方向あるいは運用の強化という方向については同意見でございます。

ごく最近の運動の例では、石油バニック時のカルテルを追及するということで、独禁法第二十五条、二十六条と、それから民法の七百九条に基づいて消費者が奪われた損害の補償を求めて請求す

る灯油裁判といらものにいま取り組んでおるわけです。なお、この二十五条、二十六条につきまして、われわれが実際に当たつてみますと、非常に活用しにくい条文になつてゐるということがわかつたわけでございます。

つまり消費者が真剣に暮らしの問題を取り上げようとして、物価の仕組み、流通の問題、企業の本質の問題に直面するから、必然的に独占の問題だとか公正取引委員会の問題に関心が向かうわけだと、こう言つることができます。アメリカで

は、独占禁止法の強化を求める力となつたのは中企業者や農民であったというふうに聞いておりませんけれども、日本の場合には、消費者団体が先頭になつて、また日本の社会風上、経済の構造の違いなどを示す注目すべきことかもしません。

第三点について申し述べてみたいと思います。

○参考人(酒井稔君) 私はキリンビール労働組合の委員長の酒井でございます。

本日、参議院の商工委員会の独禁法審議に際しまして参考人として招請をいただき、意見陳述の機会を与えてくださつたことに対しまして感謝します。

これは簡単に申しますと、独禁法の運用といふものは、準司法機関としての公正取引委員会の裁量、判断に任されているわけです。この点は非常に大きな特徴でもあります。それだけに長所をやるるものであります。ただいままで参考人の方々から賛否両論いろいろ御意見が述べられましたけれども、私として労働組合の立場から御意見を申し述べたいというふうに考えます。

陳述に先立ちまして、キリンビール労働組合の概要につきまして簡単に御説明を申し上げます。

キリンビール労働組合は昭和二十一年に結成されました。ことで三十一年目を迎えております。法の運用や適用判断、それから指導を含めて委員会に大きな幅を持たせた形での権限が付与されているわけです。逆にいいますと、その幅に何といいますか、後ろ向きの方で幅を利用されると消費者は困ります。近年では、七年前のカラーテレビの二重価格表示と、それからやみ再販問題を追及した運動がござります。また、化粧品の再販売価格維持契約制度の指定商品取り消しを求めるような運動があります。

ごく最近の運動の例では、石油バニック時のカルテルを追及するということで、独禁法第二十五条、二十六条と、それから民法の七百九条に基づいて消費者が奪われた損害の補償を求めて請求す

る灯油裁判といらものにいま取り組んでおるわけです。なお、この二十五条、二十六条につきまして、われわれが実際に当たつてみますと、非常に活用しにくい条文になつてゐるということがわかつたわけでございます。

以上、簡単ではございますが、消費者団体が切実に独占禁止法強化改正を求めてきた見地から、今回の改正案審議に当たつて、参議院商工委員会の先生方の一層の審議によって先ほど申しました三点の削除がもしできるならば、こういうふうに願望を申し述べまして、独占禁止法の強化改正、経済の民主主義を守り、そして消費者の利益を守るために法律に本當になつていきますようにお願いいたします。これが消費者団体を代表しての意見でございます。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。た。

それでは、最後に、酒井参考人にお願いいたしました。

酒井参考人(酒井稔君) ありがとうございます。

○参考人(酒井稔君) 私はキリンビール労働組合の委員長の酒井でございます。

本日、参議院の商工委員会の独禁法審議に際しまして参考人として招請をいただき、意見陳述の機会を与えてくださつたことに対しまして感謝します。

私は、キリンビール労働組合としても、企業は公正かつ自由な競争を行い、良質で廉価な製品を消費者に供給することにより消費者の利益の向上を図り、ひいては国民経済の発展に貢献すべきであるとする独禁法の精神については、十分理解しているつもりでございます。しかし、今回の独禁法改正案に盛られている企業分割規定について

は、実際に額に汗流して日夜働いている者の実感として多大な不安と疑惑を抱かざるを得ません。マスコミなどの場において麒麟麦酒株式会社があたかも企業分割の最大の対象であるかのように扱

われております。このような論議は全くビル産業の実態を無視したものであり、私たち労働者のまじめな努力を踏みにじるものと言わざるを得ません。ビル産業の実態を正しく認識し、労働者の努力を正当に評価していただけたならば麒麟委酒の分割などは絶対にあり得ないと思ひますけれども、法律というもののひとり歩きの危険性がよく指摘されていますので、私たちも少なからず不安を感じざるを得ません。

次に、働く者の実感として、企業分割規定に対して抱いている大きな疑問点についてこれから述べたいと思います。

す。私は昭和三十年にキリン社に入社をいたしました。横浜工場を振り出しに、東京工場、高崎工場等の新設に携わりました。二十二年間、製造部門で働いてまいりました。当時、キリン社のシェアは約三七%でございました。そのころビール工場は四工場でありましたが、昭和三十年以降ビールの需要の拡大に伴いましてキリン社は積極的に設備投資を進めてきました。このことは消費者のニーズにこたえるための企業努力の積み重ねであり、そのことが企業の社会的責任であつたわけでございます。私たちの労働組合としても、健全な国民飲料であるビールを消費者の方々に十分味わつていただきこと、だれからも好まれるキリン社を築いたのは、経営者の努力もさることながら、私たち従業員の努力と協力があつたからこそであります。

私たちには、ビールの繁忙期である夏場には夏休みもとらず、連日の残業や休日出勤、さらには二交代、三交代勤務でビールをつくり、品質のよい新鮮なビールを消費者の家庭にお届けするよう日夜身を粉にして働いてまいりました。この間、工場新設、設備の更新などがありましたが、組合として、良質で廉価なキリンビールの安定供給の重要性を認識し、生産性向上については協力できる

ものはすべて協力してまいりました。そしていま
国会では企業分割規定が論議の対象になつてお
りますが、果たして今日まで私たちが行つてきただ
とは悪いことだつたんだしようか。
ところで、日本の労働組合の単位は企業内の労
働組合であります。戦後三十数年たつたいまも
のことは変わりありませんし、今後も変わらない
と私は確信しております。キリン社に勤める者によ
つて会社の発展は勤労意欲の充実、雇用の保
障、生活の安定につながるものであります。それ
に協力することは当然のことと私は考えます。会
社まで労使が日々と策き上げました会社を仮に
分割するというようなことがあつたとすれば、こ

これまでの労働者のひたむきな努力の無報としか言はれようがありません。このことは公正取引委員会の提出資料にある九業種で働く労働者はもちろんのこと、その他の労働組合の方々も同感、賛同されることであります。

第二に、労働契約上の問題について述べます。職業選択の自由との関連でございますが、われわれはみずから的人生と生活を託して企業を選択いたしました。それが麒麟麦酒という会社に入社いたしました。ある日突然にわれわれの自由意思を無視し別会社に移らなければならぬ、そういったことがあってもよいのでしょうか。われわれはギリン社と学園契約をしているのに、一方的に他の企業に転職を迫られることに問題があると思います。

第三に、労働条件変更の不安と労働組合に与える影響について述べます。

まず、雇用の保障についてですが、企業分割は雇用の安定について何ら保障していないと言えます。

す。企業分割に伴い二つないし三つに分割されるとすれば、それぞれの企業の経営が成り立たなくなつた場合にわれわれの働く場が奪われることになるわけですけれども、その後の雇用についてだがそれが、どこが責任を持つてくれるのでしょうか。その点重大な問題だと私は思います。

二つ目は、分割後の労働条件——賃金、福利厚生、労働時間など、全般にわたって変化が生じる。

ことが予測されます。分割されたそれを他の企業からスケールメリットが失われ、労働生産性が低下することによって私たちの賃金、厚生等あらゆる面で労働条件が低下するおそれがあります。現在の労働条件が低下しないという保証はどこにあります。

三つ目は、これから日本は老齢化社会を迎えるようとしております。老後の保障については労働組合としても最大の関心を持ち、年金や退職金の充実に取り組んでまいりました。現在、会社と協定し積み立てている年金や退職金などが分割後の会社に引き継がれる保証はどうなっているのでしょうか。老後の保障がなくなることについて大き

な不安を抱かざるを得ません。

四つ目は、労働組合の組織力の低下についてであります。労働者の団結する権利及び団体交渉権などの他の団体行動する権利は憲法で保障されているわけですが、それとも、団結権や団体交渉権などの実効を裏づけるものとして組合の組織力があります。組織力といった場合、その団結を背景にした組合員数が物を言うことは周知の事実であります。日本の労働組合が企業別労働組合であるといふ現状からして、労働組合の分断につながり、組合員数が減れば減るほど組織力の低下は明白であります。戦力の低下を招くことになります。これは憲法で保障された勤労者の団結権に大きな影響を与えると思います。

第四に、働く者の心情の無視について述べます。これまで同じかまの飯を食ってきた組合員として、そして、そして従業員仲間として、突然、競争会社へ

の人間になるよなことは心地的に而しかたないとあります。長年勤めてきた会社を離れることであります。肉親との別離とも同様に骨身を割かれるに等しいものであります。その背景には、諸外国と異なる限り、わが国の労働市場が非流動的であります、簡単に企業間を行ったり来たりできない実情があります。企業と従業員の関係は、一たん一つの会社に入れば、定年まで勤め上げるという終身雇用制度

が前提となるとしていることは御承知のとおりであります。これまでも述べて いますように、勤勉に努力した結果が企業分割、組合の分割につながるということになりますと、日本国民のよき伝統である勤勉さに悪影響を及ぼすことになると思います。

最後に、ただいま審議されている独禁法改正案第八条の四では、公正取引委員会は、企業分割の措置を命ずるに当たって「当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。」と規定されていますが、どのような配慮がなされるのか不明確であると思います。また、衆議院では「独占的状態の排除に際しては、関連する労働組合の意見を十分尊重すること。」

○委員長（加藤武徳君） ありがとうございます。
何とぞ、これまでの陳述を御理解の上、慎重な
御審議をお願いする次第であります。以上です。
労働組合としては、当該企業の労働組合の意見を求
め、同意を得るという明文が本文中に掲げられて
いないことは、労働組合の存在を無視したもので
あり、遺憾に思っております。
以上、限られた時間の中で言い尽くせない面も
ございますけれども、キリンビール労働組合の組
合員とその家族、関連会社の従業員とその家族、
数万人の職場なり生活を絶対に守らなくてはなら
ない労働組合の使命は委員長であります私の双肩
にかかるっているわけです。組合員とその家族に与
える影響の大きい企業分割規定を導入することに
対しましては、不安が大き過ぎ、これまで述べて
きました理由によりまして、キリンビール労働組
合としては反対せざるを得ません。

以上で七名の参考人の意見の開陳は終了いたしました。
参考人に対する質疑につきましては午後の委員会で行うこととして、休憩いたします。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから商工委員会を再会いたします。

議事に入るに先立ちまして、一言お願いを申し上げます。

各質疑者の持ち時間が二十分でございますので、各参考人におかれましては簡潔にお答えください。

午後一時五十一分開会、一言お願いを申し上げます。

○参考人(酒井稔君) お願意を申し上げます。

休憩前に引き続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斎藤栄三郎君 自民党の斎藤栄三郎であります。参考人の方々に厚くお礼を申し上げます。

午前中に、大変参考になる意見をお教えいたしました。参考人に引き続き、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、参考人に対する質疑を行います。

○斎藤栄三郎君 はい。

○参考人(酒井稔君) 私ども考えておりますのは、分割された後は、必ずコストアップにつながるだろうというふうにとらえております。それは

ビール自身、装置産業でございますので、いろいろな面でコストの上昇につながっていくというこ

とが言えると思います。

○斎藤栄三郎君 ありがとうございます。

これから大野さんによつてお教えいただきましても、大変ありがとうございました。

いと存りますが、独占禁止法と物価との関係で、大野さんは、独禁法を改正すれば物価は下がるとお思いでいらっしゃる。通産省の調査並びに私自身が調べた九業界の価格の動きを見ておりまして、こ

れを仮に九業種を分割した場合には、必ずそこに物価は上がるであろうと私は懸念をいたしますが、その点、大野さんいかがでしょうか。

○参考人(大野省治君) お答えいたします。

私は、独占禁止法を強化し、また運用を強化すれば、大企業の物価がストレートに下がるというふうな形で考へているわけではございません。それはやはり、いろいろな条件があつて価格形成が行われておりますので、直接引き下がる、引き下げ効果を持つというふうには解釈はできないのではないかと思います。ただ、これまで下方硬直といいますか、あるいは暗黙の了解によって高い水準の価格が行われているということについての、一つの前提が崩されれば下げやすくなってくる、下がりやすくなつてくる、こういう条件が生まれてくるのではないか。われわれはやはり、そういう条件をつくつてもら

うことが必要だと考へるわけでございます。

○参考人(酒井稔君) はい。

○参考人(酒井稔君) 私ども考えておりますのは、分割された後は、必ずコストアップにつながるだろうというふうにとらえております。それは

ビール自身、装置産業でございますので、いろいろな面でコストの上昇につながっていくというこ

とが言えると思います。

○参考人(酒井稔君) 私も酒井さんと同じような見解を持っております。

○参考人(酒井稔君) 私も酒井さんと同じように思いました。

○参考人(酒井稔君) 私も分割すれば、かえって私は上がってしまうだろうということを懸念しております。

○参考人(酒井稔君) まさにスケールメ

リットで価格が安定しているし、非常な技術革新をやって価格が安定しているのであって、これを

もしも分割すれば、かえって私は上がってしまうだろうということを懸念しております。酒井さん

の御意見に敬意を表します。

○参考人(酒井稔君) はい。

○参考人(酒井稔君) 私も酒井さんと同じように思いました。

○参考人(酒井稔君) はい。

こういう結論でございました。そこでお伺いしたいのは、酒井さん、仮に分割の指令が出た場合に、労働組合ではどうでしょうか。か、分割に賛成なさるものでしようか。

○参考人(酒井稔君) 先ほどお伺いした場合に、労働組合ではどうでしょうか。

だいたいんですが、麒麟麦酒を仮に分割した場合に、キリンビールは上がりましょうか、下がりま

すか。

○参考人(酒井稔君) はい。

○参考人(酒井稔君) 私ども考えておりますのは、分割された後は、必ずコストアップにつながるだろうと

思いますけれども、仮に分割をなされるというよ

うな形で分割ということがなされるのか、その前段で弊害のチェック等も必要だらうと

思いますけれども、仮に分割をなされたよう

に、どういう形で分割といふことがなされるの

か、その前段で弊害のチェック等も必要だらうと

思いますけれども、仮に分割をなされるとい

うな形で分割といふことがなされるの

か、その前段で弊害のチェック等も必要だらうと

についてどのように評価をされているかということが一つ。それから二つ目は、先進国との立法制度においての比較、アメリカ、西ドイツ、イギリス、一通り私も構造規制を検討してみましたが、これらとの構造規制との比較においてどのようにお考えになっているか、これが一点でござります。

それから第二の問題は、たとえば営業一部譲渡がされた場合、株主総会において特別決議が否決をされたと。きのうも私は質問いたしておりますが、否決をされた場合には、政府と公取委員会は、否決されてもそのまま実行効力は残っているんだ、したがって、役員会としては特別決議が得られるように最善の努力をすべきである、こういう答弁がございました。それを怠った場合に一体どうするのか、ここがやっぱりポイントであります。

公取委員長は、当然刑事的責任を問われる、こういう見解を政府側としては明快にされました。したがいまして、参考人にお伺いしたいことは、実方さんにお伺いしたいことは、公取の分割命令と商法との関係においてどういう御見解をお持ちになつてあるか、これをお教えいただきたい、こういうとりあえず二つをお伺いしたいと思います。

○参考人(実方謙二君) お答えいたします。

企業分割の実効性の点であります、これは企業分割という制度は、斎藤先生からも御教説願つたように、個別的な価格や生産量に対する介入をしないようにするために競争的な条件をつくつておく、こういう趣旨で競争条件をつくるために必要な最終的な制度でありまして、これはいわば理念的な意義が非常に大きいわけですが、実際にそれが必要かどうか。そして実際分割した場合に、分割した部分が独立の競争単位として有効に働くかどうか。分割の有効性とか必要性の判断というところが非常にむずかしいところであります、これはこの制度の持つている宿命なんですけれども、かなりむずかしいということは確かでござい

ます。しかし、だからといって全くその意義がないということではないわけで、実際に行つた例も、自由主義経済の母國と言われるアメリカでも、それほど数は多くありませんが、あるわけでございます。

そして、抑止力の点ですが、企業分割制度をつくると利潤統制、まあそこら辺のところはよく御趣旨が、こちらが誤解しているかもしれませんけれども、利潤統制、価格統制につながるおそれがあるというようなお考えもあるようにも思いますが、ここで弊害規制と言つておりますのは、弊害があること自体をつかまえて、それを是正しようと、いう形で考えるのではなくて、ただ一定の市場構造がどのような害悪をもたらしているかといううことを判断する資料として、弊害があるかどうかと、いうことを一つの材料にする、こういうことであります。

したがつて、だからいまよつと便乗して悪いことをやつたから、それをつかまえて大企業をやつける、こういう趣旨ではなくて、もう長期間弊害がある、それはなぜその弊害がそこに定着しているかと分析してみると、それはやはり、その構造を変えなければそういう弊害が除去できないだらう、こういう論理になりますね。だから直接統制とはつながらない、しかし実際、反射的効果といいますか、そういう判断の資料として弊害要件を使うということのいわば反射的な効果として、実際上企業が自制をするようになる、それも実際上の効果としては望ましいことであつて、いわばソフトライトな形での自制を求めるということです。

それから、先進国との評価でありますが、これは先ほど申しましたように、企業分割をいろいろな形、いろいろな法技術を使いまして、実際上、日本の現在提案されていますような企業分割と同様なことをやつている例もございます。それからイギリスの場合は、まだ実例はございませんが、これは弊害規制とはつきり連動させてあります。

すが、その企業分割という命令もこれは出せるようになっております。

それから構造規制一般につきましては、西ドイツ等もこれまでなかつた合併規制等を新しくつくるとか、それから同調的値上げ等に対する規制を強化するとかそういう、常識ですから皆さんは御存じのとおりと思いますが、漸次先進国と言われるところでも、構造規制の方に向かいつつあるというのが世界の趨勢であろうかと思われます。

それから第二の、株主総会の特別決議がなかつた場合の問題点でございますが、これは公法上の命令とその実行行為としての私法上の行為との関係ということで、これは基本的には専門家が、新聞で読んだ範囲でしか存じ上げておりませんが、省見解というのがあるということでございます。いろいろな新聞等に載りました法務省見解などがあるといふことでございますが、新聞で読んだ範囲でしか存じ上げておりません、基本的に。

それからもう一つは、先回でございましたが、一年になりますか、国会等でそのことが論議になりましたときには、その当時の政府見解というものが公取委の命令を受けた場合にそれを実行するのは私法上の行為としてそれを実行する、そして、その私法上の行為としての要件を満たさなければいけないといふことは、これは当然のことです。現在でも、株式譲渡命令等が十条違反等についてござりますが、これは結局譲り受け人を探してまいりますので、そしてこの譲り受け人に譲渡した場合です。

したがつて、たとえば現行法でも、株式の処分を公取委が命じた場合に、それを実行するには会社が買ってくれる人を探ってきて、この人に売るんだつたらば、いろいろ株式の分散度等を見れば競争制限にならないということでやつているわけ

が必要な排除措置はもう意味がないんだということは、これは言えないわけで、現在でもそういうことがあります。したがつて、その場合は第三者との間に株式譲渡契約という私法上の行為をしてやるわけですから、それは基本的にはそういうことです。

そして商法二百四十五条だったですか、これは商法上の通説といたしますて、各営業譲渡の効力要件と、こうなつておりますから、これがなければ営業譲渡というものは私法上の行為として成立しない、これは当然のことであります。しかしこれは効力要件とされておりませんから、たまたま私は商法の勉強をしておりますのであります。が、取締役会の意思から、取締役が勝手なことをして、会社の重要な一部分を処分したら一部解散が、取締役会の恣意から、取締役が勝手なことをして、会社の重要な一部分を処分したら一部解散に準じますから、そういうことを防ぐために特別決議という慎重な決議手続を要しているというこ

とであります。そこで問題は、基本的には、営業の譲渡等が命ぜられた場合には、営業譲渡するか否かの点については、会社にとつては選択の自由といふのはもはやないわけです。具体的にどういう方法をとつてそれを実現するかという点については、その株主の利益を害しないような方法で実行する、それも公正取引委員会に一定の措置が命ぜられたといふ範囲内で、最大限度株主に不利にならないような方法を考える義務があるという、こういう趣旨ですから。

そういうことありますて、もし株主総会が否決した場合どうなるかということですが、そうすると、命令の実行は私法上の行為としてやる。もつともこれ、私法上の行為、受命者の私法上の行為を待たないで、たとえば裁判所が解散命令、判決等をして、それ自体が司法上の効果を生ずるいわゆる形成力がある場合でございますけれども、そこまで強い効果を認めている例は少ないわけですから、そこまでやる必要はないと思いますが、結局、私法上の行為が行われなかつた場合に、人の協力がなければいけないから、第三者の協力

ゆる間接強制によつて、罰則担保によつて、九条の一項二号ですか、担保するよりしようがなない。結局その場合、故意、過失の認定ということになると、それが問題になるわけで、いま申しましたような件の中で取締役会が最大限度の努力をしていないことになれば、それは罰則が適用されていいべきだと思います。もつとも、これは故意かがるべきだと思います。もっとも、これは故意過失の認定にかかる問題でありまして、これは公取委の裁量でやるということじゃなくて、こいつであれは検察官も起訴できる道がございまして、それから裁判官が判断する。

では公取委の権限行使が実際上委託される形態となるが、かなり強い、こういうことであります。したがって、そういう運用はなさるおつもりはないと思います。ということを政府諸関係機関で明らかにしていただきたいと、こう思うわけです。

それから、新証拠提出要件については、こればかりはかなり訴訟法上のむずかしい問題になりますので、細かいことは申しませんが、何かトラの威をかるようですがれども、民事訴訟法の権威であらせられますが、亡くなりましたが、兼子一先生が書かれた論文でも、結局証拠を、行政手続といいますか、準司法手続である公正取引委員会の前に集

うなことを先ほど述べました。ただいま御指摘のように、社会的に国民すべてがそれは悪いことだということで、そういう事実があつた場合に、それでもエゴを押し通して労働組合は反対しようとは思つておりません。ただその場合でも、最終的に労働組合の同意を求めるような一つの線は引いていただきたいということでございます。

Digitized by srujanika@gmail.com

それからもう一つ、株主総会はそういうふうに規定されておられますから、これはちょっとあれですが、株主総会の内部機関にすぎませんから、それ自体が刑罰の対象になるということはありませんが、現在の文

いうことを何うわれわれは言へないでいたり云々の問題で、それからいま先ほど来、一般的に言わわれてゐるのは、弊害的な行為がなければこれは分割をするなんて言つてゐるわけじゃないんです。牛込私のが挙げたように二つも三つも歯どめがかかるといふのが、かつては、最後的、反社会的たる意味に対する最後の所で、私はこう思つてゐる。

中して、そしてそれを基礎としての事実認定が合理的であるかどうかを判断する、こういうシステムはまだおかしいところはない、合理的であるといいますか、そういう評価をなすつておるわけです。

したがつて新証拠提出と、いうのは、例外的に當

思を無視して本案を通されることは非常に不満であるという意見を述べられ、非常に生活上不安を感じる、こう言っておられます。なお、組合の立場あるいは心情を含めて先ほど意見陳述があつたこと、これは私たちよくわかります組合的な立場から考えておられるることは。

法でも取締役会の場合に取締役会に出席してたとえばタヨ配当をした場合に異議を申し立てたが、かつた取締役は連帯責任を負わされるという規定もございますから、株主があからさまに公取委命令を無視するという趣旨で、合理的な案が提案されているにもかかわらず、それを無視する趣旨で否決したということであれば、機関の構成員ある株主も場合によつては故意、過失を問われという場合もあると思います。

○対馬春旦君 時間がありませんので、できるだけひとつ要点でお答え願いたいと思います。

企業に対する最後の懲りと利己心を思つておなじく
けです。そうしますと、国民的な弊害あるいは国民的な
消費者に対する弊害、あるいは経済の公正な秩序の
ルールといふものの弊害が除かれた場合に、これは
企業分割はおかしいんだ、だめなんだ、こういふこと
なんでしようか。私は、少なくとも国民的
的利益、国民的な弊害、公正な経済秩序が維持さ
れないといふ弊害があるとするならば、これは学
術組合といふども、その反社会的な行動に一緒に
なつて参加をするということが一体客観的に許さ
ないといふことになります。

事者に不能を強いないという趣旨で、過失もなく、最大限度注意して証拠を集めたにもかかわらず発見できなかつたという場合に限るというのが原則でございます。したがつて、理論的には重要な改悪と申しますか、そらなるわけですけれども、今度は実務上から申しますと、これはその証拠の提出を認めまして差し戻すということにならなければ、それが事実認定、その合理的経験則から見て事実認定に影響を与えるという場合でなければ、その差し戻しの必要をいうこともないというふうに考へますので……。

ところが、あなたたちは、陳述にありましたように、生産性にも取り組む、あるいはまた社会的責任も痛感し、そして労働者の言うならば労働条件の改善、維持、こういう形で今日まで進んでこられた。この点は私たちも同感でござりますが、しかば、この本法に対し、最低限これだけはやはり何とか組合の立場から考へてもらいたいといふことがあるのではないか。これはどういうことであるか。この点、特に八条の中で、従業員の生活を十分配慮しと、いう言葉がございます。こういふ文言があるわざでありますか、これでは物足りぬ

それでは、時間もありませんから……。先ほ
実方参考人の方から、今回の改正案は、私企
の競争的条件を整備するための資本主義経済の
後の安全弁であると主張されておりましたがと
う一つのあれがありました。そこで、私は全く
感心などありませんが、今回の改正案の中に、先

業と
れるのどちらかどうかどちらか
てちょっとお伺いしておきます。
○参考人(実方謙二君) じゃ簡単にお答えし
す。
企業分割、いわゆる企業分割制度とそれから審
査開始前の事前調整制度でござりますが、これは
い 同 ほ

は
審
度問題でありまして、実際に裁判官の裁量に任せられておるわけです。だから、すぐさま非常に大きな手続の遅延が起こるということは、こっちの方は断定できないわけですからけれども、裁判官の運

らぬということですか。したがつて、この点について組合の、この法案をわれわれが議了するためには、酒井参考人は最低限こういうことだけは何とか配慮してもらいたいという意見があれば、ひとつお聞きしたいと思います。

申しましたように、主務大臣との間の企業分
の協議、あるいは先ほどもちょっとと出ましたが
新証拠提出要件の緩和、こういう問題が改正案
出ておるわけであります。したがって、本来公
取引委員会が準司法的な独立機関であることは

論理的には通知とそれから意見開陳ということですが、ございましてから、必ず制約されるということでありませんけれども、実際に審査開始というものが、まだ心証が完全に固まっていない段階でそういう調整が行われますと、その運用の仕方によ

用次第によつてはかなり将来に問題が残るのではないか。そして実際に問題が起つれば、直ちにこの点のまた今度は改正を求めるべきであります。

○参考人(酒井稔君) 衆議院の方で御公慮いたがましまして、附帯決議ですか、ということがなされまして、その六の中に、労働組合の意見を聞くと、いうことを盛り込んでいただきました。しかしこれでできますれば、企業分割を盛り込むということです。

ござりますれば、私どもとしては最低労働組合の同意を得るといいますか、そいつたことを本文中に明記していただきたいというように考へるわけでございます。

○向井長年君 その同意を得るというところまでいかなきやならぬのか、従業員あるいは組合の意見を尊重しという言葉でいいか、そういう点どうでしょ。同意というならば、これは条件にはつきりなってきますね。そちら、あなたたちいろいろと実情があると思いますが、万全は同意を得たいということでしょうかれども、やはり働く労働者、そしてまじめに皆さん方が企業に取り組んでいます。先ほどもお話をありましたように、たゞこれは、企業分割は弊害といふ問題ですね、社会的弊害、まず弊害という問題があつた場合のことであつて、すべて五百億以上とか、シェアの拡大とか、これだけではないはずなんですね。したがつて、そういう場合にいまお話をありましたように、あくまでも従業員の意見を尊重するとか従業員の意見を聞くと、こういう形でこの問題をとらえていいのか、あるいは、完全に条件として同意が必要であると、こう言うのがいいのか、その点についてどう考えられますか。

○参考人(酒井總君) 先ほど申し上げましたこと御努力いただきたいということが基本でござりますが、私どもとしては労働条件の維持といいますか、雇用の保証といいますか、さらにはその弊害が生じて、企業の分割以外にもう除去する方法がないということであれば、まあ仕方がないんじゃないかというように考えます。

○桑名義治君 実方参考人にお伺いをいたしたいんですが、独禁政策と産業政策の調整といふ問題がここで大きくクローズアップされてきたわけでございますが、退席されました今井参考人は、独禁政策を日本経済政策の重要な指導原理として位置づけることがあらゆる仕事の出発点だと、こういう意味の意見を吐かれているわけでござります。そこで、実方参考人にお聞きをしたいのは、独

禁政策と産業政策との調整、あるいはまた、独禁政策の位置づけについてどのようにお考へになつていらっしゃるか、この一点ですね。三點ござりますが、全部まとめてお伺いいたしたいと思います。

あとは、現行法第七条は、違反行為に対するいわゆる排除措置を規定をしておるわけでございまが、本規定の解決についてはいろいろと意見が分かれているわけでございます。これは昨日の委員会でも、私、公取の意見を聞いたわけでございますが、公取の意見としては、価格の再交渉命令ではできるが、価格の引き下げ命令はできない、端的に言いますところ、いた解釈に立っています。現行法第七条は、学説的にはどのように解釈をされているのか。また、価格の原状回復命令は価格の引き下げ命令までできると解釈されるのかどうか。実方参考人はまだどういうふうにこの第七条をお考へになつていらっしゃるのか、これが第二点です。

それから、第三点でございますが、同調的値上げに対する報告の微収を規定した十八条の二の新設、また、衆議院で削除されました七条の二項については、それぞれ現行四十条及び七条の権限を制約するものであるという、そういう意見が経済学者や法学者の中には多いようございますけれども、たとえば十八条の二の規定の新設が現行四十条を制限するのであるとする法的根拠はどこにあるのか、これをお伺いをしておきたいと思ひます。

○参考人(実方謙二君) では、時間も余りございませんので簡単に申しますが、独禁政策と産業政策との調整ないし位置づけということでございまが、産業政策といふことの内容がよくわかりますが、産業政策といふことは、これまで伝統的に使われましたのは、各所管官庁による個別産業に対する助成、育成、まあ行政指導を中心としたいろんな助成、育成措置だと考へております。

しかし、やはり非常に理念的になりますが、独禁政策というものが横の基本原理としてある、そこで、実方参考人にお聞きをしたいのは、独

して、むしろ産業政策は、独禁政策の手法によつて達成できない競争条件の維持というものを独禁政策を補完するという形で、独禁政策を前提として、独禁政策に整合するような形で産業政策が行われるということがます基本として考へられるべきではないか。産業政策を独禁政策と対立するものとしてとらえて、そして産業政策に合わせるために独禁政策の緩和を図るというのは多少筋違ひではないか、こう考へるわけで、もつとも、具体的に競争条件をどうやって維持するかというのはいろいろむずかしい問題がございますから、産業政策によつて補完されなきやいけない問題もあるわけで、たとえば関税の引き下げとか外国資本の輸入、国外競争の導入措置とか、いろいろござりますから、産業政策の助けを持つ場合も多いわけですが、独禁政策が基本になり、産業政策がそれを前提として調整をしていく、こういうことを簡単に言へば考へるべきではないかと思うんで

す。それから、七条による行為の排除でございますが、端的に申しまして、価格引き下げ命令というのが現行法でできるかどうかというのは、これはもう学説は——その引き下げ命令もいろいろございまして、価格をとにかく変えろという命令と、それから協定前の値段まで下げるという意味での引き下げ命令、一定の値段まで下げるという引き下げ命令ですね、これの二つあります。そして、その後の方までできるという学説もかなり有力であります。通説としましてはそれはできないだろうということがあります。そして現在の公取委の、まあこれは公取のお考へがあつたと思いますが、逆に運用を見ておりますと、価格再交渉——取引先ごとに再交渉するというのが一番進んだ命令ということになるわけがあります。

しかし、私の考へによりますと、これは一定限度ある価格を決めてこれを守れ、そこまで下げるという命令は、これは価格統制につながりますからできませんが、カルテル協定によって値段を上げた、そして協定の破棄を命じられた、そしてこ

れは経済条件がいろいろございますが、協定による拘束力がなくなれば自由競争が復活すると、論理的にそう考へるわけです。そういう条件のもとではある程度価格がフレキシブルになつて下がる、まあ上がる場合もあるかもしれません、下がるところには常識から考へてあたりまえであろう。こういう場合におかつそれを下げないと、うことは、口先だけで協定を破棄したといって、もう全くその命令を無視したということにもなりかねないわけです。したがつて、協定破棄を実行であらわすといいますか、誠実に協定を破棄するということになれば、それが価格改定という現実の結果にはね返らなければ、協定破棄命令を遵守したことにはならないと、こう考へております。したがつて、そこ辺はまた認定の問題がありませぬか、独禁政策が基本になり、産業政策がそれを前提として調整をしていく、こういうことを簡単には言へば考へるべきではないかと思うんで

けです。したがって、七条の二項というのには、これはいろいろ考え方はあると思いますけども、私の考えでは実益はもうほとんどなくて、そして後退的な解釈を招くおそれが非常に強い。したがって、これは必要のない規定であるから削除して、そういう後退のおそれを除いたものである、こういう議論でございます。

そういう、十八条の二項の削除の点でござります

が、これは四十条の解釈については、いろいろ政府とか公正取引委員会等の現在の解釈等も審議の過程でなされていることだと思いますけれども、十八条の二による同調的価格についての調査権限といふのは、考え方によつては四十条でも可能である、こういうことあります。したがつて、この調査権限は、四十条は出頭を求めたり、資料の提出を求めたりすることができるわけですが、十八条の二の方は報告を求める報告徴求権だけにとどまつておりますから、現行法で解釈論上可能であることを縮小した形で、そこで新たに規定すると

いうことは四十条の解釈を狹めるおそれがあります。こういうことあります。

しかし、これはそういう解釈の可能性があるということになりますから、十八条の二の新設の立法趣旨は四十条の解釈を狭めることではない。四十条の解釈についてはいろいろあると思いますけれども、どの解釈をとるにせよ、ここではそれを立法趣旨としては確定しないで、四十条の解釈についてはこの改正案の審議に当たっては一切触れない。十八条の二はその調査の個別的必要性といふものを問題としないで、当該要件に該当すれば、そして、なおかつその同調的な価格引き上げが客観的に見て当然の経済条件の結果ではないと考えられるような場合については、四十条発動の場合の要件である個別的な必要性の判断というものを要しないでできるという、そういう趣旨に十八条の二を解すれば、四十条についての後退的解釈の危険性はなくなる、こういうことでございま

ら、幅広く国民的に独禁法改正の運動を進めておられる大野さんに御意見をお聞きしたいと思います。

今回の独禁法改正は、狂乱物価や大企業の反国民的な行為によって直接被害を受けた消費者、国民が要求したものであります。これは、制定以来一貫して骨抜きにされてきた独禁法を、初めて強化の方向で改正する原動力となつてゐるものでございます。消費者は学者、研究者の協力を得ながら、独禁法強化の運動を進め、独禁法が国民的な議論の対象とされ、関心も大きく広がつたと思ひます。大野さんは、独禁法改正の原点とも言へべきものを述べられたんでござりますが、独禁法改正を逆手にとつて産業界、大企業の意思が取り入れられ、現行独禁法を後退させ面も少くないと思つております。独禁法について国民の関心も高まり、認識も深まり、國民は独禁法の運用に当たる公正取引委員会を敵しい目をもつて見守つてゐるわけでございますが、公正取引委員会の強化やそのあり方について、大野さんの御意見をまずお聞かせいただきたいと思います。

かに国民が求めておるのは、大企業の横暴なやり方について所要の規制をする民主的なルールをつくってほしい、こううところであったと思います。やはり、何でも自由であればいいと、こういうふうなことは、カルテルを結ぶことも自由だと何か、あるいは独占、寡占、流通支配を行っていくことでも自由であるということでは、これは国民の生活を脅かす自由も認めるといううともなりかねないので、ぜひここは流通の秩序づけを民主的にやってほしい、こうう秩序づくりをしてくれという意味での独禁法強化改正の声であった。これは先生いま御指摘の、狂乱物価の時点での国民の憤りというものがここにあらわれたんだ、というふうに言つてよろしいかと思います。また、公正取引委員会の機能についてでござりますが、独占禁止法の運用といふものが、何々

よりは、むしろ何々することができる」という形で、裁量を公正取引委員会に任せるとか、そういうふうになつておりますので、その公正取引委員

会の委員になる方、委員長になる方の政治姿勢が公正なるか、あるいは經濟を見る目というものが非常に大切だと、いうことです。もし、独占の構築を野放しにしておけば何とかなるんだという考へも、自由にしておけば何とかなるんだという考へも、自分が公取に座ついたら、これは大変なことにならぬわけです。そういった意味で、ぜひ国会が公正なるわけですが、そういう先例をつけたところを尋ねていただくとか、そういうことをやつていただければ、そういう形式のなことで國会の同意が与えられるということではなくて、非常に有意義なものになつていくんじやなかろうか、こういふふうに思うわけです。

もう一点は、やはり公取の委員は何人かおられます、が、やはりその中に一人ぐらいは、公取委の中で育つた生え抜きの人が委員に選ばれると、これが非常に大切なんじゃないかと思ひます。

とえば、先般有賀美智子先生が委員になつておられたことがあります。これはもと職員であつたわけですね。私たち消費者団体も非常にこれを毎年迎しました。こういうふをやはり継続してもらいたい。いまの事態を見ますと、委員は割り当て制度といいますか、あるときは大蔵省から、あるときは通産省からとか、そういうふうな形で見えていることがありまして、そういう暗黙の割り当たいなことはやめてもらえばと思ひます。

それから、何といつても実務を支える事務局機能を、いまの三百何十人とかいうふうなことよりは、千人ぐらいいの規模にするというのが本当必要なんではないだろうかと思ひます。何としても実行しないというふうなことがあるわけですから、たとえば不問処分というものが行われたときに合、これをチェックする機能がないわけです。今後二つ、負担がなべつて易守に余裕をもつて

どうであるかということが国民的な目でチェックできるわけです。それが公取についてはそういうもののがあります。そこでその不起訴処分がどうあるかといふことが国民的な目でチェックできるわけです。

それから、独禁法違反行為について、公取は東洋電機製
業の御承認のとおりです。専属告発権を持つておるが
通さなければ刑事事件にならないことはもう御承認のとおりで
ます。公取のこれまでの実績を見ますと、あの石油の事
件のときの一件だけですね。これは、国民の声が盛り上
がったから初めて公取がやったことなんですが、國民の声が盛り上
がらなかつたらやれなかつたろうと思います。それほど公取
の機能というものは非常に消極化してきておりま
すね。もしあれば、國民の声が盛り上がらなかつたらや
れなかつたろうと思ひます。検察審査会に準ずるよ
うな措置を今後研究してみたらいどかにこれを實
現化させるための措置をやはりきちんとし
たる必要がある、そのように思ひます。検察審査
会に準ずるような措置を今後研究してみたらい
かと思います。そのようなことを感じております。
○須藤五郎君 もう一つ大野さんにお聞きしたい
のですが、カルテルにしましても同調的値上げは
しても、直接被害を受けるのは消費者であり、同
じ場合、全然ない。

民なんだと思います。カルテル違反事件などは裁判に何年もかかり、その間に引き上げられた価値はあたりまえということになつてしまふのでござります。これが現状で、消費者の権利は全く無効化されてしまつておると思います。もちろん独禁法だけでは消費者の権利は守られるものではありませんが、消費者権利を守り、独禁法を国民の立場から厳正に実行するための制度の拡充、消費者権利を保障するシステムが必要だと思います。このにつきまして、大野さんの御意見を伺つておきたいと思います。

○参考人(大野省治君) カルテルのやり得、そといったことはやはり許すべきではない、こういふふうに思います。社会のモラルといった点から見てても、そういう言うならば犯罪行為ですら、これを放置するということは許されないと私は思います。一般消費者、非常にこまじめな人たちが少しだけ

29

○須藤五郎君 第一の質問は、消費者の立場が

害をこうむるわけですね。多数の人が、一件についでは少額かもしませんが、トータルとしては相当の被害を受けるわけです。だから、こういったものは社会的な場で価格の原状回復を求めるということが、そういう権限が公取に与えられなければならぬと思うわけです。そういった意味で、原状回復命令、あるいは不当な取引制限その他に対する排除措置といふようなことがあります。が、これは現在の法律を、もつと前向きに解釈するという方向で運用をされることが大切なんではないかと思います。もしそれができないとするならば、本当に明確にそれができるようにしてほしいと思います。

今後の運用においても、いろいろと注文がついて足を引くようなことが起こって、公取も動きにくくなるということは予測されるわけです。やはり、そういう事例に直面して、前向きの解釈ができるようにしていくことが必要かと思つております。そういうふうな措置が行われるならば、やはり独禁法は国民の利益を守る法律だということをみんなが実感するものだと思います。何も立法のときだけが独禁政策じゃなくて、運用の面でどういう効果を国民生活にもたらしてくれるのか、そこが問題だらうと思います。

○須藤五郎君 実方先生に一点だけ御意見を伺つておきたいと思います。

カルテル規制につきましては、今回、課徴金制度が設けられましたが、七条二項が削除された今日でも、カルテル排除措置はきわめて狭く解釈されておると思います。私は、カルテルの予防、また協定成立後でも、実行される前に排除措置が必要だと思います。公正取引委員会も、違反行為の認定だけで大変苦労をされているようでございまが、累犯事件が増大いたしまして悪質化している事態を見ると、より一層の法の活用が求められていると思います。先生は、緊急停止命令の活用の可能性、未遂罪等について御研究されておられますので、この点について御意見をお聞かせいた

○参考人(実方謙二君) ただいまのいわゆる事前の排除措置もしくは緊急停止命令であります。それが市場における競争実績の制限をする、この二つの要件があるということなんですねけれども、私の考え方では、協定が成立し、たとえばこの八月一日に値上げするという協定をいましまして、八月一日に至る前に公取が発見して、それをある程度認定したという場合に、八月一日に至る前の段階で協定の実施を禁止するという、こういう命令は当然出せることだと思います。そして通常の事態であればそれが実施されるに至り、そうして競争制限をもたらすものである、そういう行為が行われていればその段階で違反行為は成立するのだ、こういうぐあいに私は考えております。

したがつて、これは結局、市場における価格が適正に決定される、そして、それがカルテルによって引き上げられることがないよう事前に予防するということが一番重要でありまして、その市場価格が適正であるということは、すべての消費者に利益をもたらすわけですから、そういう消費者の利益を守るという意味で予防措置を強化するということは、大変重要なことだと思います。

そして、実際にも公正取引委員会の御見解は、これは公正取引委員会の方からあると思いますが、私どもが実際の運用例を分析した結果出てきた私たちの推測といいますか、理論ということで、これが、実際に値上げを行わなくとも取引先との交渉とか、それから部内でたとえば下部機関にその値上げの準備をしろとか、こうなことを行つた場合には、それはもうすでに実行行為がある、実行に着手している、刑法的な意味でも。したがつて、そこでも違法行為は成立している、少なくとも実行の着手はある、こうなことでござります。

それから、緊急停止命令の点につきましても、この事業における値上げ以前に勧告ということは可能だと思いますし、勧告を応諾すれば問題はないわけですけれども、勧告の応諾を拒否した場合

には、それが実際に実行されますと、市場における競争の制限をもたらす、それを妨ぐという意味で、緊急停止命令の発動というものを私は理論的には可能であると思います。緊急制度要件等にいろいろ細かい議論ございますが、そこら辺は時間もございませんので、省略させていただきます。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言もなければ、参考人の方々に対する質疑はこれにて終了いたしましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。一言ございさつを申し上げます。

参考人の方々には、午前、午後にわたりまして御多忙中のところ長時間御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。また、貴重な御意見を賜りましたことを重ねて厚く御礼を申し上げます。きわめて簡単ではございますが、委員一同を代表いたしまして御礼の言葉といたします。

ありがとうございます。

速記をとめて。

〔午後三時五十八分速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めてください。

本案の質疑に入りますが、質疑に入るに先立ちまして澤田公正取引委員長から発言を求められておりますので、これを許します。澤田公正取引委員長。

○政府委員(澤田悌君) 他日、当委員会におきまして、新聞に伝えられました公正取引委員会が徵求した資料の漏洩事件というものについての調査を進め、報告せよということでござりますので、御報告を申し上げたいと存じます。

今回の問題は、公正取引委員会にとってきわめて重大なことでございますので、事務局に調査委員会を設けまして、事実関係の究明に努めたのでございます。

まず、資料の照合でございます。

エボキシ樹脂のカルテル事件に関係した会社等

から提出された資料と、問題の出版物の照合を行つたのでございます。提出資料は二種類ございまして、第一の資料は、審査官が違反事件の調査を行つたために提出を命じたものでございます。これは審決を受けた八社を含む十八社から、昭和十五年十月四日ないし八日までの間に提出されたものでございます。

報告内容は、会社概要、エボキン樹脂の生産能力、生産販売数量及び金額、販売価格、原料購入価格、代理店名、得意先の数等でございます。

第二の資料は、審決を執行するために審判官室が提出を始めたものであります。審決を受けた八社から、昭和五十二年一月二十日ないし二十六日までの間に提出されたものでございます。その内容は得意先のリストでございます。

そこで、それらの資料と問題の出版物の照合の結果でありますか、これらは互いに、項目の並べ方や表のつくり方がかなり異なつておりますが、これをしさいに照合いたしてみますと、第一に、同じ数字や似通つた数字が記載されております。他方では数字が異なるつている例も相当数あること。それから第二には、得意先リストも同一の会社名等が記載されておりますが、一方に記載されていて他方には記載をされていない不一致の例も少なくなかった等が認められたのでございます。

そこで、これをどう解釈するかでありますか、一つは、一般に業界の情報通は、多くのルートを通じて業界に関する種々のデータを入手しておるのですが、これらを総合いたしますと、かなり正確な資料を提供することができると言われております。問題の出版物を発行いたしました日本包装出版株式会社は、約十年にわたりまして化學工業の分野で市場調査資料を発行しており、問題の出版物はその百三十八冊目であるとされております。

これらの調査資料の内容を見ると、いずれも各社別生産能力、販売数量、販売価格、代理店名、需要家名等の全部または一部が掲載されておりまして、同出版社がかなりの調査能力と蓄積された

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

四十九年の狂乱物価時代には頂点に達したかと思ひます。そういう意味におきましても、大企業にいろいろと害悪といいますか、そういうふうな弊害が生ずるおそれもこれあるわけでございますから、より自由主義經濟を基幹とするこの中におきまして、そういうふうな弊害を今後抑止していく、禁じていくということはこの自由經濟を守つて行くゆえんである。かような考え方もあるわけでございます。これらをあわせまして、毎年のように改正強化案が出されてきたわけでございましょうけれども、本年は、このたびの国会におきましては、与野党が合意できるような線で政府は非常でござります。これらをあわせまして、毎年の中調査会で苦心をせられまして、そういう線で法案を提出させていただいたわけでございます。

○小笠公韶君 現象的に經濟の動きを見ますと、ここ十数年間における大きな変化の出ていることはお話をとおりでございます。だが、その經濟の変化に伴つて独占禁止政策を変えなきやならぬほどの具体的な変化というものが考えられるかということです、私が聞いたところは。それから、いま御答弁の中にありました、自由主義社會の中に入正なるルールをつくつて自由主義經濟に活力を与えると言つてゐるけれども、活力とは何ですか。

○國務大臣（藤田正明君） 公正なる競争といふことでござります。

○小笠公韶君 公正な競争の結果活力が出るんで、活力といふものと公正競争とは同じものではあります。その点は明らかに手段と結果であります。私はそういう意味において、活力ある自由主義經濟を確立しようと言ひながら、活力とは何ぞやということについては非常に理解がしにくいいのであります。それは特に今回の法案の中でいわゆる独占的状態の排除とか、いろいろなことがございますが、そういうよろいろの手段を講じたことによつて活力が生ずるんだという保証は何にも因果関係がないと私は思う。こういう

○國務大臣(藤田正明君) 逆に申し上げますと、
独占的状態といふものがこの自由経済の中にはび
くことによって、その活力といふものが衰退す
るのか、盛り上がりしていくのかということにもな
らうかと思います。独占的状態といふことは、そ
の中に弊害を含んでおるわけでございますから、
この弊害を除去することによって国民経済に利益
をもたらす、こういう大きな名分のもとに、そし
てその企業が競争を行うことによって活力をもた
らしてくる、こういうことと理解しております。
○小笠公詔君 どうも活力の御説明にはなりかね
るのではないかと思います。
通常、非常に常識的に考える場合に、この企業
経営者が経営マインドに励み、技術の高進、ある
いは設備の刷新、あるいは市場の開拓、いろいろ
ないわゆる努力をすることによって経済活動がい
んしんをもたらす、こういう状態を称して経済界
に活力ありということであります。したがいまし
て、私はこの今回の改正の排除措置が、そういう
ふうな情勢を招来するきっかけになり得るかどうか
かという点に、いろいろの御説明を伺つてびんと
こないというのが私の心境であります。
それでは、私はもう一つぜひお伺いいたしたい
と思うのは、忌憚なく率直に提案理由といふもの
を拝見しておりますと、簡単な要約でありますか
ら、私は条文を見てませんから、その点あしからず
ひとつ。こういうことが考え方のアンダーカレン
トとして、経営者の経営意欲といふものを尊重す
るという観念が感じられないことであります。形
式論理的なつじつまは合っているかもしません
が、経営者の経営マインドを振起し、経営者的人
格を尊重し、思い切りやれよと、こういうふうな
意欲が——ただ弊害を起こしたり、やり過ぎちゃ
いかぬと、これは当然であります。が、フェアな競
争のもとに経営マインドを振起させる誘因となる
べき事項が見つからないであります。そこはど

○國務大臣（藤田正明君） 私は、たびたび答弁の間で申し上げておりますように、大きくなることとが通常の営業活動、あるいは経営の活動におきまして、それでシェアを拡大していくことが悪いことではない。ただし、この法律の根本には、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と、こう書いてございます。これに合致する方向においてそのシェアを拡大し、そして経営マインドを大いに發揮されることは何ら差し支えないわけでございまして、われわれがここで申し上げているのは、そういうことによつて弊害がもたらされるることは困ると、そうでなければシェアの拡大されることは大いに結構ではないか、こういうことはたびたび申し上げておる次第でござります。

○小笠公認君 その点は全くそのとおりなんですか。ただ法案全体から受ける印象として、経営者が一生懸命やつてみようという意欲をかき立てる要素がほとんどないということであります。私は、そこに本案に対してやはり先ほど申し上げましたような石油ショック後の異常状態の「亡靈」ときに発想された陰影が残つておる、こういうふうに実は思うのであります。私は、そういう意味で、いわゆるいま総務長官もお話をございましたが、四十九年から五十年にかけまして企業悪、特に大企業悪といふような観念が一部出てまいりましましたが、私が、私は、その観念は当然払拭すべきものであり、いわゆる企業、特に大企業は監視・監督のもとに置くんだといふような気持ちが少しでもあると、企業経営者の意欲というものはそれがれるのであります。ここに自由主義経済の本当のメカニズムの中心があるのであります。

自由主義経済を運営するものは物的、あるいは技術的な問題もありましようが、いわゆる人間の問題をどう引っ張っていくか、弊害を醸さずにつ引っ張っていく、こういうところになければならぬと思うであります。たとえば、今日の景気沈滞に対する政策は、政府におかれましては昨年来

いろいろやつておられます。しかるに、民間設備投資意欲は一向に盛り上がりません。国民の消費傾向もそれほどとして上がってまいっておらぬことが、今日の景気を沈滞せしめてる基本であります。それは何か、経営者が将来に対する自信と展望を欠いているからであります。私は、そういう意味においてこの案を感じました、率直に。私のひがみかもしれません、そういう感じを受けておるのであります。特に自由主義經濟を守るところが國民經濟の發展に直結するんだという立場をとるときに、この問題を強く私は考えざるを得ないと思うのであります。

それから、第二点として私はお伺いいたしたいことは、今度の改正法案で寡占的な企業、あるいは寡占的な企業というような問題についてであります。寡占企業といふものの評価といふものをどうとつしていくかということであります。寡占企業にはメリットもありデメリットもありましょう。その悪い面だけが強調をされて、メリットの方がいわゆる声が小さくなつておるという感じを禁じ得ないのであります。特に最近の技術の発展、企業經營におけるスケールメリットの追求、こういうような經營人の基本から考えますときには、業種、業態によりましょが、寡占への傾向は当然来るのです。特に基礎産業部門なんかにおいては来がちであります。そういう意味において、寡占体制におきまする寡占企業の評価の問題についてぜひひとつお考へ願いたい。特に価格との関連におきまして、昨日御説明が公取の委員長からあつたんですが、いわゆる寡占企業の価格が過去においてその他の部門ものに比べて上昇率は低い。下方硬直性がしかしあるのだと言う。下方硬直性とは何です。私はそこに非常な、いわゆる寡占に対する評価が一方に偏しておるんではないか、こういう感じを禁じ得ません。

また、同時に一つの問題として、寡占企業対策というものが独占禁止法一本でこれを処理しようというところに、もしそだとすれば無理がある。寡占企業対策というものは、一つの技術的

に、あるいは経営の規模の面から見て当然にその方向に向かうような業種、業態においては、別の角度から寡占対策を講ずることによって国民経済の向上に寄与すべきである。本案におきましては、寡占体制のデメリットだけを強く押さえておるくらいがあるんではないか、こう思うものであります。その点どうでございますか。

○國務大臣(藤田正明君) 寡占体制のデメリットだけをこの法案において押さえておると言われますけれども、この法案は独占禁止政策を行なう法案でござりますから、その寡占対策について、そういふ弊害が生じた場合のことに対する対策をここに盛り込まれておる法案でございますので——たゞ、私たちの立法府としての考え方から申し上げますと、寡占といふものは必ずしも悪いものではない。今までこの日本のよろ大きな工業国とされ、經濟大国と言われたこういうときに、大企業が先頭に立つてここまでこの工業国にのし上がってきた、これに対するたしか大きなメリットがわれわれ全国民に及ぼしていることもこれは確かでございます。ですから、寡占企業に對して、そのような評価も一方いたすとともに、寡占であるがために、それだけ大きな力を持っているがゆえに、また大きな市場に対しても、国民に対しても影響も及ぼす。その影響が悪い方に向かつたときは大変であるといふのがこの法案でございましたから、それを何とかいたしたいということでござりますので、寡占に對して決して偏った感覚を持つてこの立法をいたしたわけではないといふことが多いんですが、通産当局は寡占対策に對してどうお考えですか。

○政府委員(湯野滋君) いわゆる寡占問題、ある

いは經濟の中におきます集中度の強化と申します

か、この問題は、私ども産業所管官庁といたしま

しても大変興味と申しますか、重点を置いておる

問題の一つでございまして、実は昨年以來この新

しい減速經濟下におきます産業政策には幾つかの

問題がござりますが、その中の一つとして私ども

思つております。

それで、寡占問題はただいま總務長官の御答弁にもございましたように、寡占の弊害というものが私ども現実の經濟の面に出ておるとは、私どもただいままでの分析なり考え方の中にはございませんけれども、もしそこに将来、減速經濟下でいせんけれども、もしそこに将来、減速經濟下でいわゆる言われる寡占の弊害が出来ましたときには、その寡占の弊害除去の競争促進政策の一としでございましては、いわゆる寡占企業につきまして、それ以外に寡占の持つておりますメリットを伸ばしていくということ、それからデメリットにつきまして、たとえば新規参入の促進、対抗企業の育成、あるいは技術開発の促進と、それぞれの事業分野と申しますか、業種、業態によりまして、そして業種別の対策、業種別の分析というものを進めていきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○小笠公紹君 総務長官の先ほどの答弁に関連して定義だけ伺つておきたいと思うんですが、それはいわゆる寡占的状態、あるいは寡占的状態においても、社会的な悪と言ふと語弊がありますが、弊害をもたらさなければいいんじゃないかな、しからば社会的な弊害、市場の弊害というようなことはどういう意味であれ、何によつてこれを判断していくのか、非常に難しいところといふが、弊害をもたらさなければいいんじゃないかな、それが第三者、いわゆる取り締まりを受ける企業経営の問題であります。そこに初めて他の産業官庁との間に一つの筋が引ける、線が引けるのであります。この公正取引委員会の職務権限の範囲を客観的に明確にするということはぜひやつていただきたいのですが、今回の改正案によつてその点は不明確になるおそれがあるのではないか、先ほどちょっと参考人の方だれかが独占禁止政策と産業政策との関係をどう見るかと伺つたが、いわゆる産業政策と独占禁止政策との境界線といふが、入り組み合つたところといふが、そこらを明確にしなければ、企業経営者の立場からいうと非常に迷惑である。そういう意味から私は公取の、いわゆる職務権限の独立に伴う範囲と限界といふのを明確にしてほしいと思うのですが、私がいま申し上げましたような三つの事項、これに限るのだということで差し支えございませんか。

○政府委員(大橋宗夫君) 公正取引委員会の権限は言うまでもございませんが、独占禁止法の運用によるところがその権限でございます。独占禁止法の内容につきましては、それは時代の要請によりまして拡大を必要とするという場合もあります。私がいま申し上げましたような三つの事項、これに限るのだということで差し支えございませんか。

特に私は今度の改正の中で最もわからぬものでは字句であります、「一定の事業分野」の範囲の字句であります。それに即応して企業の振興を図つていくという姿勢であるべきである。これが一生懸命にやつたあとでは、いつひつかかるかわからぬというのでは困るから、その点を特に申し上げています。ちょっとお答えをいただきたい。

○政府委員(大橋宗夫君) 市場におきます弊害とは、いろいろな考え方があらうかと思いまして、そのものはいろいろな考え方があらうかと思いまして、それは時時代の要請によりまして拡大を必要とするという場合もあります。私がいま申し上げましたような三つの事項、これに限るのだということで差し支えございませんか。しかし、それは時時代の要請によりまして拡大を必要とするという場合もあります。私がいま申し上げましたような三つの事項、これに限るのだということで差し支えございませんか。

の問題、この二つを中心的なものとしてとらえて

いるわけでござります。

○小笠公紹君 私は、独占禁止政策を遂行していく上におきまして、公正取引委員会の職務の独立性というものが保証されておることは御承知のとおりであります。公正取引委員会の職務権限の範囲、限界というものは明確かつ客観的にすべきものだと考へておる一人であります。

そういう意味において、公正取引委員会は独占禁止法を中心とする業務が中心である。すなわち公正自由なる競争を促進していく、これに反するものを取り締まつていく、こういうことが主たる任務であります。したがいまして、カルテルの取り締まり、あるいは不公正競争の取り締まり、あるいは私的の独占の禁止というような三つぐらいを中心とした職務に限られるのではないかと実は考へるのであります。そこに初めて他の産業官庁との間に一つの筋が引ける、線が引けるのであります。この公正取引委員会の職務権限の範囲を客観的に明確にするということはぜひやつていただきたいのですが、今回の改正案によつてその点は不明確になるおそれがあるのではないか、先ほどちょっと参考人の方だれかが独占禁止政

策と産業政策との関係をどう見るかと伺つておつたが、いわゆる産業政策と独占禁止政策との境界線といふが、入り組み合つたところといふが、そこらを明確にしなければ、企業経営者の立場からいうと非常に迷惑である。そういう意味から私は公取の、いわゆる職務権限の独立に伴う範囲と限界といふのを明確にしてほしいと思うのであります。私がいま申し上げましたような三つの事項、これに限るのだということで差し支えございませんか。

特に私は今度の改正の中で最もわからぬものでは字句であります。「一定の事業分野」の範囲の字句であります。それに即応して企業の振興を図つていくという姿勢であるべきである。これが一生懸命にやつたあとでは、いつひつかかるかわからぬというのでは困るから、その点を特に申し上げています。ちょっとお答えをいただきたい。

ラインとは何ですか。この範囲によって分割の対象になつたり分割の対象から外れたりする。事業経営者が、これは分割の対象になるのか、排除の対象になるのかならぬのか、やられるまではわからぬという体制に置かれておる。こういうような事業分野の範囲を、しかも行政機関の中で話し合いで決める、ガイドラインで決めていくというやり方は絶対不親切であります。私は、これはあくまでも政令によつて決めるべきものである。そして、対象になる業種といふものはいつもの範囲であるということを明示することによって、国民に落ちついて仕事をやらせることができる。それこそ活力ある日本経済界を招来するのであります。この点は事業分野の範囲の決め方、またこれまでの答弁の中にあるガイドラインといふような形で、そういう言葉じやわかりません。まるで所得政策のガイドラインみたいなような言葉を使って、ガイドラインといふような言葉では絶対にわからない、迷惑至極であります。これを明らかに政令、あるいは省令といふような法規処分にしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(水口昭君) 先ほど来先生からいろいろのお話をございました。公取の立場から若干説明をさせていただきたいと思います。

まず先生は、独禁法といふものは三つのものを中心にしておつしやいました。私もそのように思いますが、

独禁法は、第一にもござりますように、「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」、この三つが基本になつておることは申しますでもあります。しかし、現行法でも第四章の規定がございまして、四章は、「株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受」、こういったようなことに関する規定がござります。したがつて、独禁法第一条の「目的」にも、「事業支配力の過度の集中を防止」するといふことが書いてございまます。今度の独占的状態に対する措置、あるいは同調的値上げ、これも一種の寡占対策でございまして、そういう意味から先生がお挙げになつた三つ

のものが基本の柱になることは確かにございますが、それだけに限られるべきものではないといふふうにわれわれとしては考えております。

それから、ただいまのどうもガイドラインの話でございますが、おっしゃるようなら、アメリカの法律にならつたものでござりますが、簡単に書いてございます。そこで、実際の運用に当たつてはいろいろわかりにくい面もある。そこで、一般的の国民の便宜のために、公正取引委員会といつしましては運用基準とか、あるいは認定基準とか、そういうものをつくりまして、これがまあ一種のガイドラインでございます。

一つは、公正取引委員会が委員会の決定として決定をいたしましてこれを外部に公表しておるものが、したがつて、運用に当たつてはその基準に従つてやっておるというのが一種類でございます。それからもう一つは、公正取引委員会の了承を得まして、事務局長通達という形で流しておるものの、この二種類に分かれます。

○小笠公紹君 ガイドラインの性格はどういう性質ですか。

○政府委員(水口昭君) 今回のガイドラインを正式に決定いたします場合に、どういう形式のものにするかということは、実はまだ決定しておりませんが、現在、先ほど説明いたしましたように、いろいろのガイドラインの先輩といいますか、運用基準とか認定基準とかいったものがあるわけでございます。それはどういうものかと申しますと、

占的状態に関する措置といつたものは、社会経済に非常に重要な影響がござりますから、従来の独禁法の書き方に比べますれば非常に詳しく書いてあるといいますが、いろんな要件を具体的に列挙してあるわけでございます。しかし先生御指摘のように、中にはたとえば、この「一定の事業分野」、これはこの条文を繰り読んでみても、正直言いましてなかなかわかりにくい面がございました。私もそのように思いますが、

独禁法は、第一にもござりますように、「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」、この三つが基本になつておることは申しますでもあります。しかし、現行法でも第四章の規定がございまして、四章は、「株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受」、こういったようなことに関する規定がござります。したがつて、独禁法第一条の「目的」にも、「事業支配力の過度の集中を防止」するといふことが書いてございまます。今度の独占的状態に対する措置、あるいは同調的値上げ、これも一種の寡占対策でございまして、そういう意味から先生がお挙げになつた三つ

のものが基本の柱になることは確かにございますが、それだけに限られるべきものではないといふふうにわれわれとしては考えております。

一つは、「価格の同調的引上げ」は形式的な基準によりまして判定されるものでございまして、相互の意思疎通があるような疑いを前提にしたものではないということがまず考えられるわけでございます。

それから第二に、また形式的に第十八条の二の要件に該当するからといって、値上げの理由が客観的に明白な場合にまで値上げ理由の報告を求めることのないものと考へておるわけでございます。

○政府委員(澤田悌君) ただいまの御質問、大事な点でござりますので申し上げないと存じます。

「価格の同調的引上げ」に関しては、大体次のように考へておるわけでございます。

第三に、値上げの理由の報告としては、

ケースに応じて値上げの理由を説明するに足りる資料の提出を求めることなるのですが、現在のところ、おおむね次のような事項についての報告を求めることがあります。

一つは、価格引き上げの状況でございますが、建てる値その他標準的な価格による引き上げ前の価格、それから引き上げた価格、平均的な引き上げ率等でござります。

それから第二には、価格引き上げの理由でござりますが、理由の説明及び参考資料——参考資料といたしましては、たとえばその理由が費用の上昇にあるときはその費用の額の推移、原材料費の上昇の場合には、主要な原材料の種類別の購入価格の推移、それから労務費の上昇の場合には、從業員一人当たりの賃金の額の推移等が必要となる

だんだん時間がなくなりましたから、私はその次に一つ伺いたいのは、昨日来、あるいは本日も御議論になつておったようだが、価格の同調的値上げの場合の現状の報告、十八条の二でありますが、この点につきましては、四十条の強制調査権を用いて、ガイドラインにつきまして公正取引委員会を作成すべきである、衆議院の附帯決議にもそのような心配をなさる向きもあるわけでございます。それで、国会におきましても、そういうことであるから公正取引委員会の方が早急にガイドラインを立てなければなりませんが、最も限いと思うが、事務局長通達あたりはいつでも修正できます、行政官なだら。いつでも変わるという人では困るんであります。一定期間安定、かついいわゆる簡明であるといふ要件が必要であります。

○小笠公紹君 ガイドラインの問題、性格は私はこれも非常に大事だと思う、事実。この法運用の前提条件ですから。したがつて、いま公正取引委員会の委員会決定として公表するといふ手はいいと思いますが、最小限いと思うが、事務局長通達あたりはいつでも修正できます、行政官などいつも変わるという人では困るんであります。一定期間安定、かついいわゆる簡明であるといふ要件が必要であります。

だんだん時間がなくなりましたから、私はその次に一つ伺いたいのは、昨日来、あるいは本日も御議論になつておったようだが、価格の同調的値上げの場合の現状の報告、十八条の二であります

が、この点につきましては、四十条の強制調査権

の、これは事務局の試案でござりますが提出をしてござります。そこで、われわれといつしましては、國会の御指示によりまして、ガイドラインにつきまして公正取引委員会に相談をして、その上で正式のものにしたいことであります。

○政府委員(澤田悌君) ただいまの御質問、大事な点でござりますので申し上げないと存じます。

「価格の同調的引上げ」に関しては、大体次のように考へておるわけでございます。

一つは、「価格の同調的引上げ」は形式的な基準によりまして判定されるものでございまして、相互の意思疎通があるような疑いを前提にしたものではないということがまず考えられるわけでございます。

それから第二に、また形式的に第十八条の二の要件に該当するからといって、値上げの理由が客観的に明白な場合にまで値上げ理由の報告を求める必要はないものと考へておるわけでございます。

それから第三に、値上げの理由の報告としては、

ところに問題を生じないとも限らぬと思うのであります。したがいまして、この報告の形式、内容というものをはつきりしていいないと、これは国政調査権の対象として次から次へ掘り下げていくことは可能であります。そこで、今までいやがつておる原価公表まで追い込むことは簡単であります。そういう危険性を含んだ報告、国会への報告であります。国会かもしれない報告、ということではあります。しかし、報告の形式、内容というものは実に重大だ。この点がもしうまくいかないとき、日本の経済界は萎縮するほかありませんよ。この点どうお考えですか。

○政府委員(水口昭君) 独禁法四十四条の規定によります国会への報告でございますが、どの程度詳しく述べかと、これはなかなか一律には申し上げにくいと思いますが、いずれにしても国民の皆様によくわかる程度に掲載せざるを得ない。しかし、企業秘密にわたるようなことは、これは四十一条の規定によりまして公表してはならないといふことははつきり明記されておりますので、そのようなものは除いて掲載をしたいと考えております。

○小笠公韶君 これは非常に具体的にはむずかしい問題です。しかも問題を引き起こす引き金であります。そういう点において十分御配慮を願いたい、こう思うのであります。私はもう時間が来たようありますから、最後に一言申し上げておきたいのは、先ほど申し上げましたように、独占禁止政策の運用につきましては非常に多岐にわたり、また議論もいろいろ多岐にわたると思うんです。したがいまして、この独占禁止政策、あるいは具体的には独占禁止法と言つていかもしませんが、運用の基本について審議、調査するような機関を政府に設けるお考えはありませんか。

○公正取引委員会は決められた、いわゆる独占禁止法の運用のみやる第一線部隊として働く。したがつて、基本的に異なる問題について審議するところはいま一つもないであります。そういう意味においてこういう提案を申し上げたい。そうする

ことによって、先ほど来いろいろ御議論がある産業政策と独占禁止政策との混淆、お互いの綱の引つ張り合いで、どうな問題、解釈の強弱、広狭というような問題を私は避けられるんではないか、こう思ひますが、総務長官いかがですか。

○國務大臣(藤田正明君) 公正取引委員会の独立性、自主性というものは、これは十分に認めていかなきやならぬことだと思います。ですから、この法律に基づいた運用自身に政府が口をはさむといふ余地はないと思います。ただ、立法の趣旨を超えたような公正取引委員会の活動がありたる場合には、これは一応の立法の趣旨の範囲を超えておるわけですから、これは政府としても注意するということはできると思いますし、また監視もできる限りを持って運用されることでありますから、これに対する余地はないものだと思います。

○小笠公韶君 藤田総務長官、ちょっと勘違いをしておる。

私は独占禁止法の運用 자체は公取の専門に任せることとする、独占禁止政策に対して、大所高所から基本を考える、産業界といふものはたくさんあるんだからあります。

○國務大臣(藤田正明君) 確かにおっしゃいます。私は独占禁止法の改正を非常に関心深くとらえておられる。それからもう一人学者の方でありますとか、やはりいまの不況とインフレが混在するスタグフレーション、これに対応する強力な政策として、今回の法律の改正は私はきわめて期待をしておるというようなことを言っておられました。こういう点がどうなんでしょうかね。

いたしませんと、序文規制面だけが強くなつてくれば、横糸がいまのよう競争政策であり、そしてまた環境政策である。これらがうまく調整、整合

よう、産業政策といふものが縦糸とするならば、横糸がいまのよう競争政策であり、そしてまた環境政策である。これらがうまく調整、整合

かづ自由な競争を促進する、こうしたことによりまして事業者に創意を發揮させるというところにあります。したがいまして、これはむずかしいものでございますから、価格決定そのものに

ついでも事業者の決定に待つというのが独占禁止法の基本的な考え方だらうと思います。したがいまして、独占禁止法の法律的な規制手段の中から

○岡本悟君 私の質問申し上げたいことは、いま小笠先生が御質問されまして、これはむずかしいことになつたと、重複してしまいますので。なるべくそれを避けるように若干の質問をしたいと思

います。

最初に総理府にお伺いしたいんですが、独禁法によるところの政策の遂行、いわゆる独禁政策といふものは価格対策とは別、要するに公正にして

価格政策といふものはいわゆる通産省あるいは経済企画庁、そういう産業政策を担当する行政の担当分野である、こういう考え方もあると思うのですけれども。しかし、けさ、たまたま参考人の御意見を拝聴しておりますたら、全国消費者団体連絡会ですかの代表が出ておられまして、やはり価格の面から独禁法の改正を非常に関心深くとり上げておられる。それからもう一人学者の方であらえましたか、やはりいまの不況とインフレが混在するスタグフレーション、これに対応する強力な政策として、今回の法律の改正は私はきわめて期待をしておるというようなことを言っておられました。こういう点がどうなんでしょうかね。

つまり私が言いたいのは、価格介入といふ政策をとる場合には、たとえば四十八年のオイルショックに発しましたあの狂乱物価に対応して国民生活安定緊急措置法であるとか、あるいは石油需給適正化法であるとか、あるいは買占め売惜し

み防止法ですか、そりつた一連の立法をやつたわけなんありますけれども、そこまで公取は介入しないのだ。しかし実際は、特に国民一般消費者の関心といふのは価格の面からきていくわけで

すね、その点はどういうふうに考えたらいいのですか。

○政府委員(大橋宗夫君) 先生御指摘のとおり、公正取引委員会が運用に当たられるわけであります

かづ自由な競争を促進する、こうしたことによりまして事業者に創意を發揮させるというところにあります。したがいまして、これはむずかしいものでございますから、価格決定そのものに

ついでも事業者の決定に待つというのが独占禁止法の基本的な考え方だらうと思います。したがいまして、独占禁止法の法律的な規制手段の中から

○岡本悟君 この問題は、非常に私は大きいと

うんであります。いま御指摘のように、独占的状態の弊害要件の中にも、やはり価格の問題が出てくるわけなんですね。それから、いま御指摘あつたか

わいいたような考え方、あるいはこれは以前公取の原案にあつたんですけれども、価格の原状回復命令であるとか、原価の公表であるとか、だから私はこの考え方をしっかりとおきませんと、公

から、その考え方の基本にこれをしきりつかんでおかぬと、運用面に非常に私はゆがんだ行き方が出てくるんじゃないかということを非常に心配しているんです、実は。

つまり、国民一般の関心はそういうことは考えておりませんから、むしろ価格の面から見ていますから、公正取引委員会の活動とか、あるいは独占禁止法の運用というものを。ですから、とかく世論の方は、その方へうわっと向かって、公取は何をしてるんだと、こういうふうなことになるわけですね、なりがちなんです。学者の中でも、けさほどはスタグフレーション対策としての意義を非常に強調しておられた方がおりました。でありますので、よほどそこのところをはっきりつかんで、公取の役割の限界というものを産業政策との整合性においてつかんでおかれませんと、とんでもない私は行き過ぎが出てくるんじゃないですか、こう思ひんでございますがね。公取委員長の、最高責任者でございますので御見解を承りたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) 独占禁止法の基本理念と価格政策の関係は、先ほど大橋審議官から申し上げたとおりでござります。独占行政は、現在でも神経質なぐらい、直接の価格介入というものは避けているのでございまして、今改正法案でもいろいろ問題になりました第七条に関しましても、あれが原状回復命令というようなものとの関連でいろいろ御議論のあったところでございますが、私どもはその違法行為の排除命令、その効果を全然しめるための付随的な措置の限界を価格の再交渉命令というところにとどめて、それを守つておるようなわけでございまして、カルテル価格でない新しい価格の交渉をして、市場の原理に従つて価格をお決めくださいと、そこまでというようなふうに考えておりますのも、そういった趣旨からでございます。

御指摘のように、狂乱物価のときは何か独占禁

して 私どもも少し困った点をあるのでござりますが、だんだん落ちついてまいりましたらそういう感覚はだんだん鎮静してまいりまして、基本的には価格といふのは市場において自由に決められるものである、そういう自由に決められる基盤をつくるのが独占禁止法である、こういう理解が深まってきましたのではないかと思ひます。

先ほど参考人の方がスタッフフレーションと価格の関係について触れられて、私、直接聞いておりませんのでわかりませんけれども、これは恐らく、不況とそれからインフレとが混在している状況において国の経済政策を浸透させるために、そこにやはり自由競争という基盤が必要だと、それが経済政策の浸透を容易にし、それによって価格が自然に動くと、こういうような趣旨ではなかろうかと実は推測するのでござります。そういうことであれば必ずしも目的を外れているのではないと考えますが、いずれにいたしましても独禁法の理念、あるいは独禁政策の行き方と価格との関係は、先ほど大橋審議官が申したのと全く同一でござります。その心構えで運用をしてまいりたいと考えております。

○岡本悟君 通産省の見解はどうですか、この点についての。

○政府委員(灘野滋君) ただいまの大橋審議官及び公取委員長からお話をございましたのと基本的に同じでございます。私どもも通産省の行政を進めていきます上で緊急事態 特殊な事態に価格についての直接的な介入、万々むを得ない介入はいたすいたしましても、原則的には市場における公正な価格形成といふもので経済が運営されていく、それが最もまた有効な道であると、こういうふうに考えておるわけでござります。

○岡本悟君 法制局の第二部長お見えになつておられますか。——今度の改正案でいわゆる企業分割、構造規制が入つてしましましたね。そこでこの現行法の第一条でこれはカバーできるんですけど、どうかね。この改正はないんですねけれども、これカバーできましょか。

○政府委員(味村治君) 現在の独立新法第一条规定で、「この法律は、この目的を達成するため、事業支配力の過度の集中を防止する」とあります。この法律は、この目的を達成するため、事業支配力の過度の集中を防止する法律です。

○岡本悟君 そうですね、私も余り専門的な知識はありませんが、独占的状態がある場合におきます営業の一部の譲渡等の規定は、この目的とするものでございますので、現在の独立新法の一条件の目的の枠内であると考えて特に一条の改正はいたしておりません。

○岡本悟君 そうですね、私も余り専門的な知識は持つておりませんので詳しく申し上げることもできませんけれども、これはたとえば持ち株の制限、あるいは禁止、あるいは合併、そういうことを指しているんじゃないでしょうかね。いわゆる行為規制はないんじゃないですか、これは。

○政府委員(味村治君) 持ち株制限でございますとか、あるいは役員の兼任禁止でございますとか、そういうのがこの事業支配力の過度の集中を防止するということに入っていることも先生のおっしゃるとおりでございます。

沿革的に申し上げますと、昭和二十二年に独立新法が制定されたときに、不当な事業能力の格差と、いうのを是正する措置というのがございました。これもまあ事業支配力の過度の集中を防止するということを目的としておったわけでございますが、それが削られたといいきさつになってしまっています。削られた際にも、ほかにいま申し上げましたように、持ち株制限でございますとか、役員の兼任禁止とかいう規定がございましたのと、やはりこの目的はそのまま削除されないで生きておったわけでございますが、このたびの分割の規定を入れるにつきましても、この目的の範囲内で読めるということで特段の手当をしなかつたといいきさつでございます。

○岡本悟君 専門家にそう言われるとそうかなという気がいたしますので、これ以上追及せん。私はちょっと無理があるというふうに考

そこで、この新しい改正独占禁止法の運用が非常に重要なになってくるわけなんですね。先ほど小笠大先輩委員もおっしゃいましたけれども、この新しい改正法案ぐらい抽象的な基準がむやみやらに出でてくる法律案というのはちょっとないです。やっぱり国民の権利義務にかかわりのある規制の法律事項がたくさん入っているんですから、もっとと明確に、具体的でなきやいかぬわけですね。たとえば、先ほど御指摘ありました一定の事業分野、これはシェアの算定のときに基準になることは申し上げるまでもありませんけれども、このとり方つまり、手取り早く言いますと、分母をどういう範囲にとるかによつてたちまち変わつてくるわけですね。

だから、その点は私は、小笠委員はガイドラインなどといふものは、どういう性格かわからぬとおっしゃいますけれども、私は、政令、省令でなくともいいから、やはりガイドラインを一日も早く明確におつくりになつて、企業・事業者に示して、ははあ、この程度ならないんだだと、この程度を超えるとまずいのかなという一応の目標を与えてやりませんと、この独占禁止法改正案の声を聞いただけで、もう非常に企業家の活動に悪い影響を与えておりますね、確かに。萎縮をしておる。企業に活力を与えるということになつておりますけれども、活力を与えるどころじゃない。萎縮して、中には企業の活力を圧殺するという言葉を使っている人もおる。押し殺すと、そういうこともありますので、やはり私は親切なやり方としては、できるだけ早くこのガイドラインを、一定の事業分野だけじゃございません、あつこつちたくさんありますから、これは独占的状態の構造要件、あるいは弊害要件につきましても、抽象的なものが非常に多い。でありますから、できるだけ早くおつくりをいただきたいと思うんですが、公取委員長は、アメリカの司法省が合併規制に関しましてガイドラインを一九六八年に発表しておりますが、御存じでございましょうか、失礼でござ

ざいます……。

○政府委員(澤田悌君) や、ただいま正確には覚えておりませんが、そういうのがあることは存じております。

○岡本悟君 これは、「このガイドラインの目的は、実業界、法曹界その他の関係者に、クレイトン法第七条に基づいて会社の取得および合併を訴追するか否かを判断するにあたって司法省が現在採用している基準を知らせる」とある。こうありますて、実際に細かいガイドラインをつくっておりまますね。それで、その目的の一一番最後の項のところへ御丁寧にも「このガイドラインを司法省が企図された特定の合併や取得案件に関して、その規制の態度を明らかにする独禁法相談業務に代わるものと考へてはならない」ということまでつけています。相談業務に応ずるというわけじゃありませんよ。こっちの方が違反しておりますからか——そうじゃなくて、やはり端的に、司法省はこういう考え方で合併等を規制する方針なんだということをあらかじめ知らして、いるわけなんですね。非常に細かいやり方をして、います。ぼくは、非常にこれは民主的な親切なやり方だと思いまし、いわゆる活力をそぐとく結果になるやもしがれぬと恐れられております。今回の改正案の実施あるいは運用については、この点を特に公取委員長ひとつ力を入れてやついただきたいと思うのですが。それで、先ほど小笠委員の御質問に對して、できるだけ早い機会に関係者の意見を聞いて、というふうにおっしゃいましたが、この関係者といふのは、どういうふうにお考へになつておるでしようか。

○政府委員(水口昭君) 関係者はかなり広く考えております。たとえばその専門知識を有する方、学識経験者でございますね、場合によつてはその業界の方が入るかもしれません。それから、また場合によつては所轄官庁と申しますが、そいつた広い意味での関係者を考えております。いずれにいたしましても、現在の段階の試案というのは、われわれ事務局がつくった暫定的なものでござりますが、

ざいまして、非常に技術的な知識も要する、商品

学の知識等も要するというものでござりますか

ら、広く知識を集めて、なるべくみんなの納得のいく案をつくつてこれを正式のものとしたい、こ

ういう考へでござります。

○岡本悟君 そうすると、おおむね期間としてはどのくらいかかりますか。

○政府委員(水口昭君) できるだけ速やかにと考へております。で、いずれにいたしましても、この法律が成立いたしました場合に、施行になる前に若干期間があると思います。施行になるまでにははどうしても間に合わなくちゃならぬ、こうい

う気持ちであります。

○岡本悟君 特に私は公取委員長にお願いしておきたいのは、独占的な状態で、構造要件でい

ま申し上げましたように一定の事業分野、こう

いったようなものが非常に恣意的に決められるん

じやないかという心配がござりますね。非常にまちまちなんですね。たとえばオルガンとピアノは

どうなるのか。同一の事業分野、一定の事業分野

はつまり、一定の商品であるのかどうか。あるいは類似の商品の中でも入るのか。あるいはバター

とチーズと粉乳は、これは一定の商品であるの

か。これはもう確かに製造施設というものは同じ

ますし、いわゆる活力をそぐとく結果になるや

もしがれぬと恐れられております。今回の改正案の実施あるいは運用については、この点を特に公取

委員長ひとつ力を入れてやついただきたいと思

うんですが。それで、先ほど小笠委員の御質問に

対して、できるだけ早い機会に関係者の意見を聞

いて、というふうにおっしゃいましたが、この関係

者といふのは、どういうふうにお考へになつておるでしようか。

○政府委員(水口昭君) 関係者はかなり広く考

えております。たとえばその専門知識を有する方、

学識経験者でございますね、場合によつてはその

業界の方が入るかもしれません。それから、また

議官がいまおっしゃいましたから非常に期待しておりますけれども、また関係者の意見を十分聞いておつしやつて、学識経験者、業界も意見を聞いてやると、これは当然関係行政官庁も入るだろうと思いますね。だから、時には公取の狭い、そういう考へでござります。

○岡本悟君 できるだけ速やかにと考へております。で、いずれにいたしましても、この法律が成立いたしました場合に、施行になる前に若干期間があると思います。施行になるまでにははどうしても間に合わなくちゃならぬ、こうい

う氣持ちであります。

○岡本悟君 特に私は公取委員長にお願いしておきたいのは、独占的な状態で、構造要件でい

ま申し上げましたように一定の事業分野、こう

いったようなものが非常に恣意的に決められるん

じやないかという心配がござりますね。非常にまちまちなんですね。たとえばオルガンとピアノは

どうなるのか。同一の事業分野、一定の事業分野

はつまり、一定の商品であるのかどうか。あるいは類似の商品の中でも入るのか。あるいはバター

とチーズと粉乳は、これは一定の商品であるの

か。これはもう確かに製造施設というものは同じ

ますし、いわゆる活力をそぐとく結果になるや

もしがれぬと恐れられております。今回の改正案の実施あるいは運用については、この点を特に公取

委員長ひとつ力を入れてやついただきたいと思

うのですが。それで、先ほど小笠委員の御質問に

対して、できるだけ早い機会に関係者の意見を聞

いて、

ます。

○政府委員(水口昭君) 先ほど小笠先生にも御答

弁申し上げましたが、そもそも現行の独禁法とい

うものが、これは独禁法の性格のしからしむる

ころがありませんが、経済の動きに密着した法

でござりますので、そのため各委員、経済ま

たは法律に詳しい方がおられて総合的に判断され

ると、こういう仕組みになっておりますので、現

行の独禁法をお読みいただきましても、法律を読

んだだけではかなり抽象的で簡単でございまし

と並んで、新規参入が著しく困難である、こうい

うことが入っておりますね、委員長。新規参入が

著しく困難であるというふうな抽象的な基準を設

けられたのは、Aの人はこれは簡単だよと言う人

がおるかもしれないし、Bの人はそれはとてもむず

かしいぞと、これいろいろまちまちだと思うんで

すね、実際問題として。こういったものに客観的

な判断の基準を持ち出すことは、大変私は至難中

の至難だというような感じがします。

それから、この価格の問題でも、いわゆる独占

的な価格、価格の硬直性といいますか、あるいは

独占的利益の見方、こういうものを挙げていくと

切りがない。それから措置の要件としては、重大

な影響がない、企業分割を命ぜる場合に。その

企業の規模とか、経理とか、国際競争力とか、こ

ういうものが挙がっているんですけども、どう

いうのは子供が飲むんですね、赤ん坊が。バ

ので、その点だけちょっと申し上げさせていただきます。

○政府委員(水口昭君) 先ほど小笠先生にも御答

弁申し上げましたが、そもそも現行の独禁法とい

うものが、これは独禁法の性格のしからしむる

ころがありませんが、経済の動きに密着した法

でござりますので、そのため各委員、経済ま

たは法律に詳しい方がおられて総合的に判断され

ると、こういう仕組みになっておりますので、現

行の独禁法をお読みいただきましても、法律を読

んだだけではかなり抽象的で簡単でございまし

と並んで、新規参入が著しく困難である、こうい

うことが入っておりますね、委員長。新規参入が

著しく困難であるというふうな抽象的な基準を設

けられたのは、Aの人はこれは簡単だよと言う人

がおるかもしれないし、Bの人はそれはとてもむず

かしいぞと、これいろいろまちまちだと思うんで

すね、実際問題として。こういったものに客観的

な判断の基準を持ち出すことは、大変私は至難中

の至難だというような感じがします。

それから、この価格の問題でも、いわゆる独占

的な価格、価格の硬直性といいますか、あるいは

独占的利益の見方、こういうものを挙げていくと

切りがない。それから措置の要件としては、重大

な影響がない、企業分割を命ぜる場合に。その

企業の規模とか、経理とか、国際競争力とか、こ

ういうものが挙がっているんですけども、どう

いうのは子供が飲むんですね、赤ん坊が。バ

だ

から、

これ

たまつたものじゃないと思うんですね、これ。だから、これはぜひとも、私はこの法律の施行前

に、実施前にそれを明確にするというふうに審

査に服するわけでございますから、そういう

意味で、自由裁量ということではございません

で、公正取引委員会が不公正な取引方法について

でございません

委員会の告示で出しているわけです。ところが、これは何のことではない、法律をそのまま告示の中に引き移しているようなかつこうになつています。だから、いまでも非常に自由裁量的なものが多くて、的なものですよ、的なものが多くて、そして、それをいろいろな方法で補つているんだとおっしゃるんだけれども、まことに要領を得ないような補い方もあるわけなんです。一つも親切な補い方になつていない。そのことを特に私は申し上げておきます。

産及び収支その他の経理の状況」、「役員及び従業員の状況」とか、「事業設備の状況」と、きわめて抽象的でどういうふうに――その前に聞いておきましたが、これは大稽査議官、この配慮案項、たとえば従業員の関係について、これはどうも企業分割するのままでといった場合には、当然やれなないことになりますね。その点はどうですか。

○政府委員（大橋宗夫君） これは第八条の四の第二項の規定でございますが、ここに、「公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たつては、次

解で決まつちゃうんだという感じがするわけなんですね。もちろん調査する場合には事前に主務大臣に通知するとか、あるいは審査前には主務大臣と協議するとかいうのがありますけれども、大体おれの方では、公取としてはこの従業員の点は丈夫だとか、あるいは事業設備の状況から見てこれらは分割しても大丈夫だとか、こんなことが簡単には判断されてはたまらぬと思うんですけれどもね。法の運用基準なんというもの、あるいは解釈なんというものをやつぱりおつくりになる章

の問題は別にいたしまして、独占的状態に該当する形式要件にかかるものは何かという基準、これが先ほどからガイドラインと申しておりますが、こういう五百億円とか、シェアが一社で二分のとか、こういうものは一定の取引分野をこういふうに考えればこうなりますよという、これががんばりがなければならない問題でござります。それから、この八条の四に出でておりますいわな配慮条項その他、これは先ほどの弊害の問題を含めまして具体的な問題が起つたときにどう

それからそのほか、先ほどガイドラインをつ
くっていたみたいというのは、措置の要件の場
合の規模、経理、国際競争力とか、あるいは競争
力を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜ
られないこと、これはどういうふうに見るのがと
か、いろんなことがありますね。

の各号に掲げる事項に基づき、「何々について「配慮しなければならない。」と、こういう規定でございます。それで、主としてこの「命ずるに当たつては」というときの問題でございますが、前項の措置そのものが、「営業の一部の譲渡その他該商品又は役務について競争を回復させるため

○政府委員(水口昭君) 遠い将来のことはともかくといたしまして、法律が成立しまして直ちにくるガイドラインとしては、先ほど申し上げましたような、試案として現在委員会に提出していくいますあの程度のガイドラインの作成をまず急ぐね。

う裁き方をするかという問題でござりますから、この法律ができるましに、この配慮事項、その他つきましても、一般的な基準がもしできればそれを怠ぐことはもちろんでありますけれども、おむねは一つ一つの具体的な事項について決めて万人の納得する形で判定を下していくと、こう

それから措置を命ずる際のいわゆる配慮事項がありますね。この配慮事項が、これまでの委員長大変なんですね。この配慮事項、簡単にありますけれども、これ一つとつてみても、たとえばけさ、やはり参考人の御意見を聞いておりましたんですが、クリンビールの労働組合の委員長が出て

に必要な措置を命ずることができる。」ということになつておりますて、一つの措置ということではないわけでござります。この主として配慮の目的には、措置の選択について、あるいは一つの措置を選んだ場合でも、具体的な内容の選択という点についてこの配慮事項が働いてくるというものが

○岡本悟君 私がしつこく聞きますのは、この新しい法律ができるときには、もうどういうこれか解釈基準で運用されるのか、その一点に關係するの、国民一般の疑問が集中するわけですね。そし

うことがまた一方大事ではなからうか、こういふ具体的な配慮案項でござりますから、一般基準をつくるということが果たしてどこまでできるがあるいはどこまで必要かという問題もあるうか、存じます。それですから、一般的な基準ができないばそれをまず示しておく、しかし、具体的に一つ

おられまして、労働組合を分離してわれわれの労働条件が果たして維持されるのかどうか、重大な生活にかかりわりのある問題を、簡単に公取の命令でやられたんではたまつたもんじゃない。これは、やはり八条の四に、「当該事業者に雇用される者の生活の安定について配慮しなければならない」という記意項があるのでナレども、これはす

○岡本悟君 いや、私は端的にこの八条の四で、公取は、「前項の措置を命ずるに当たつては、当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。」とある。で、項目としても「役員及び従業員の状況」ということぶあります。だから、こう点と記載しないと易くと考へております。

して、自分でいろんなことを想像してみて、当事者の解釈からはそういうことは全然頭にないにかかわらず、とんでもないことを考えて心配する、ひいては活力をそぐ、あるいは従業員に対する不安を与える、こういうことになるわけでありますので、こういううるさい基準には、上記の事例も該当する、つまり、うるさい

一つの事項について判断をしていく。その判断の公正妥当などを求めていくと、こういう順序でなろうかというふうに考えておりまして、御趣向は非常にごもつともございまして、ですからできるガイドラインは逐次急いでつくるが、同時に公正な、厳正な、具体的な判断を誤らないよ

べからく労働組合の同意がなければならぬと、同意を求めるべきでない。しかし、これだけはそこまでいくのかどうかですね、配慮するといふことは。

合には、前項の措置のうち営業の一部譲渡を命ぜるということはできなくなると、こういうことがありますかと、端的に聞いています。

○政府委員(大橋宗夫君) 配慮した結論がそうであればそのとおりでございます。

とか、それがいとくに、何事も身障りのないトライインをもつくりになつて、早く明確な運用に当たる当局の意図をはつきりさせして、明確にして、一般の人に安心をさせませんと、非常に混乱すると思うんですね。そことのところは非常に私は大事だと思うんですけれども、どうでしょう。

うに通用して進めておると、こういうことがあります。なかろかと感じておるわけでござります。
○岡本悟君 もう時間も余りありませんから、やはり小笠委員も、それから私たちの同僚の斎藤委員、それから青木委員もお尋ねになつたようでありますけれども、私もどうも速記録見ても納得が

これも配慮事項について、事業活動の円滑な遂行、それから「雇用されている者の生活の安定」とあって、そして一から要するに八までずっと配慮するに当たってのいろいろな検討すべき事項が挙がっているわけなんですが、これもまたとえば「資

○岡本悟君 そういうふうに、そのところもさき
わめて抽象的でして、われわれはどういうふうにな
った場合に配慮して、これは排除措置の実施に
ついて、たとえば企業分割はできないというふう
に判断されるのか、全くこれは公取の一方的な見

○政府委員（澤田悌君）　ごもつともだと存じます。
それで、先ほど審議官からもお答え申しました
ように、この八条の四、それから第二条につきま
して、どういう形式的の要件を備えたら、まず弊害

にして、しり抜けと言われるほどのことでもないとか、いろいろ言われておるんですけどれども、むしろ整合性は図られていないとはつきりなぜ明言できないのか。しかし、株主総会といえども会社の機関で、まあ会社の重要な決定事項を担当総会でありますから、取締役が企業の営業の一部譲渡権を提案すれば、それは合理的に行動して、いわゆる常識の線におさまるということが期待できると、な、しがつて、しり抜けこまならないとか、い

ましては、営業の一部を譲渡することによりまして競争状態が回復できればそれでよろしいわけでござります。

いう大きな見地から見る必要があるので、ただ独立禁止法との関係の整合性を問題にされて持ち出されることは、軽率に過ぎるというふうに考えておるんだぐらいの答弁をしてもらうと私も納得する

めに認めて、四十条の一般調査権を制限するのではないかと、いろいろな議論があつたことは御承知のとおりでござります。必ずしも政府の立場としてその議論に承服するわけではございませんけれども、国会の御判断といたしまして、これは四十一条の権限を削るんだというような御判断、あるいはその他の御判断もあつたようでございますけれども、そういうことで全会一致で削除されたわけでござります。

に、じゃその公正取引委員会に相手方とか値段を
で決められるかといふと、これは事実上も恐らく
不可能でございましょうし、法律的にも現在の、
ただいま提案いたしております政府案では不可
能、できぬ、ということにならうかと思ひます

以上ないでしようから。
それでは、もう時間がありませんから、最後に
やはり同調的価格の引き上げの問題が私も気にな
るんでして、これは御承知のように、大橋審議官
にお伺いしたいんだけれども、これは第一次案で
四十条の二で交付案の中に入っておりましたね。

四十条の二で政府案の中に入つておりますね。場所は違つわけですよ、現在の改正法案とは。それが国会でいろいろ審議されたあげく、全会一致の修正でこれが削除された。削除されて今回またこれが出てきたわけですね。そして今度はどうや

ら野党の皆さんの方にも何か御異論がないで、漏れ承っておりますけれども、一体あのときのいきさつというものはどうであつたんですか。私の知る限りでは、四十条の二に新しく価格の同調的引き上げに関して報告を求めるということを中心として、これが決議されました。これより見回り四十条の二

さら書く必要がなじんでも、それに四十条の調査権の中に含まれているんだから、その公取の調査権の中に含まれているんだから、そのあえて加えるということは、逆に四十条の調査権の範囲を制限することになる、こういう議論が速記録を見るとあつたように思うんですね。これがどうなんですかね、いきさつは。

○政府委員(大橋宗夫君) これは、一昨年

改訂案で提案いたしました際には、四十条の二と

政府第一提案に於ける方策は、即ち、既存の田

いう条文を新たに起二し致して 現在御提案申り

上げております十八条の二と同様の規定を置いた

つまでござります。これは場所が、四十条といふ

本邦の通商政策とその問題 第二回

ますのは「公取の組織及び権限」という節にござ

まして、まあその権限、しかも四十条というの

が一般的な調査権、その次に置いたという形になつた。

力一無的方語

りまして、何か特別の調査権といふものを持つことはございません。

卷之三

めて現在では自然の成り行きというふうに見られているわけですね。いわゆる何となく一物一価ということになっちゃう。ほとんどの原材料を外国に頼つておるが国の経済界におきましては、そのことは非常に普遍的な現象みたいになつてゐるというふうに私はとつてゐるんですね。つまり何といいますか、意識的に同調的な価格になるんではなくて、好むと好まざるとにかかるわらす似たような物ができるわけですから、似たような値段になる。しかも競争が激しから、仮に値段に少しでも差異があれば、これはたちまちシェアの大変動を起こすわけですね。だから、何となく同調的値上げになつてくるという傾向があることをお認めになりますかどうか。そういう傾向であるという、一般的に。

○政府委員(澤田佛君) 一般的に申しまして、たとえば素材産業等に、同種の商品のコスト構造がある程度同質化するという傾向を全面的に否定するわけではございません。そういう傾向があるということとも考えられますけれども、しかし、各企業ごとにこれを見てみると、やはり私どもの立場から申しますれば、原料の購入先とか購入価格、あるいは生産規模、合理化の程度、さらには経営者の能力というようなものを総合的に考えまして、コスト構造の同質化と価格の同調現象が直接的に結びつくというふうには考えられないでございまして、これはよくそこはかみ分けてしまらなければならぬのではないか。また幾つかの例を見ましても、寡占業種のいわゆる同調的値上げというものが、各企業のコストが同程度に上がつたという結果に基づくと認められない場合がむしろ多いのではないか。そういうところをやはり十分考えて、同程度にコストが上昇したと一概には言えないんだということを考えていく必要があるのではないか。物事の考え方としても、同しなんだから同調的に上げてもどこが悪いのかといふ、まあそう申しては語弊がございますが、姿勢と申しますか、その辺を謙虚にお考えただくと物事がスムーズにいくのではないかとい

うような感じがいたしますので、よけいなことをつけ加えて恐縮でございましたが、感じを申し上げた次第でござります。

○岡本悟君 委員長、終わりります。
○委員長(加藤武徳君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

五月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、景気の浮揚対策に関する請願(第五六七三号)
二、北海道白水沢地区地熱資源の開発利用促進に関する請願(第五七四四号)

第五六七三号 昭和五十二年五月十七日受理

景気の浮揚対策に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議會議長

羽田義知 紹介議員 小山 一平君

理由
最近における輸出の伸び悩み、設備投資や個人消費支出を中心とした国内需要の停滞で、我が国経済は依然低迷を続けており、本格的な景気回復は、ますます困難な情勢にある。このような状況が今後も予想される中にあつて、福祉の向上及び産業の振興に最大限の努力を払つておる地方公共団体もまた深刻な事態を余儀なくされており、景気回復がいまや最大の課題となつてゐる。

第五七四四号 昭和五十二年五月十七日受理
北海道白水沢地区地熱資源の開発利用促進に関する請願
請願者 北海道上川郡上川町 池田嘉彰
紹介議員 吉田忠三郎君

北海道白水沢地区の地熱資源の開発利用の速かな実現が期せられるよう、次の事項について特段の配慮をされたい。

- 一、白水沢地区地熱多目的利用計画を北海道内におけるモデル事業として指定すること。
- 二、同地区地熱多目的利用計画を推進するに当たり、昭五十三年度に実施設計、引き続き昭五十四年度に工事着工できるよう必要な補助金を交付すること。
- 三、地熱の多目的利用施設に対する補助残の長期低利融資をすること。
- 四、地熱資源開発促進法を早期に制定すること。

理由

昭和四十八年秋のオイルショック以来、エネルギーの主体は石油から多様化の方向にあり、エネルギー自給率の向上は重要な課題である。地熱エネルギーは数少ない開発可能な国産エネルギーであるが、町内白水沢にある地熱エネルギーは極めて良質で多量の高温蒸気が噴気しているので、この効率的な多目的利用は、国内エネルギーの自給率向上に寄与するとともに、積雪寒冷の地域の住民の生活改善並びに産業の開発振興に貢献するところ大である。